

第4期

湯梨浜町 障がい者計画

令和6年度～令和11年度

第7期

湯梨浜町 障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

第3期

湯梨浜町 障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

共に支え合う 町民が主役の まちづくり



湯梨浜町天女キャラクター
ゆり姫

SUPPORTER

ノーマライゼーションの理念に基づく
共生する社会の実現に向けて

SUPPORTER

令和6年3月

湯 梨 浜 町

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の性格と位置づけ	
3 計画実施期間	
4 計画の策定体制	
第2章 第3期計画の施策の評価と課題	6
第3章 障がいのある人の現状と課題	12
1 障がいのある人の人数	
2 障がいのある人の生活状況	
第4章 計画の基本的な考え方	18
1 計画の基本理念	
2 目指す社会像	
3 基本目標	
4 計画の基本目標	

第2部

第5章 第4期障がい者計画	29
1 施策の展開	
基本目標1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進	
基本目標2 障がいのある人の社会活動支援	
基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進	
基本目標4 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	
基本目標5 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進	
第6章 第7期障がい福祉計画	48
基本目標6 障がいのある人に対する地域生活の支援 【障がい福祉計画】	
第7章 第3期障がい児福祉計画	80
基本目標7 社会で生きる力を高める支援の充実 【障がい児福祉計画】	

第8章 計画の進行管理…………… 9 5

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 行財政の効率的運用

資料

- 1 用語解説
- 2 相談機関名簿
- 3 湯梨浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

* 「障害」の表記について

湯梨浜町では、平成22年9月1日より「障害」の表記を原則「障がい」とすることとしました。

この計画の文章中、原則「障がい」としていますが、関係法令名及び関係法令を根拠とする制度等や関係機関、団体名などについては、「障害」と表記しています。

本文中のマークの説明



本文中で使用しているこのマークは、平成29年9月に施行された「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）により導入された「ヘルプマーク」です。義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

第1部 総論



©湯梨浜町

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年3月に「共に支えあい 笑顔いっぱいのまちづくり」を基本理念とする第3期湯梨浜町障がい者計画を策定し、6つの基本目標の下、誰もが地域社会の一員として、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向け、本町が取り組むべき障がい福祉施策を総合的に推進してきました。

計画策定後、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。国における関連法令の動向は次のようなものがあります。

- ① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立（平成30年6月）
- ② 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律「読書バリアフリー法」の成立（令和元年6月）
- ③ 社会福祉法の改正（令和2年6月）
- ④ 障害者差別解消法の改正（令和3年5月改正、令和6年4月施行）
- ⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律「医療的ケア児支援法」の成立（令和3年6月）
- ⑥ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立（令和4年5月）
- ⑦ 児童福祉法の改正（令和4年6月改正、令和6年4月施行）

国では、これらの動向を踏まえつつ、大局的・俯瞰的見地より議論を重ね、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）を閣議決定しました。

また、県においても国の障害者基本計画の内容や、障害者権利条約に基づく国連勧告（令和4年9月）の内容、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例（令和5年1月制定）の理念等を踏まえ、令和6年3月に鳥取県障がい者プランを改定しています。

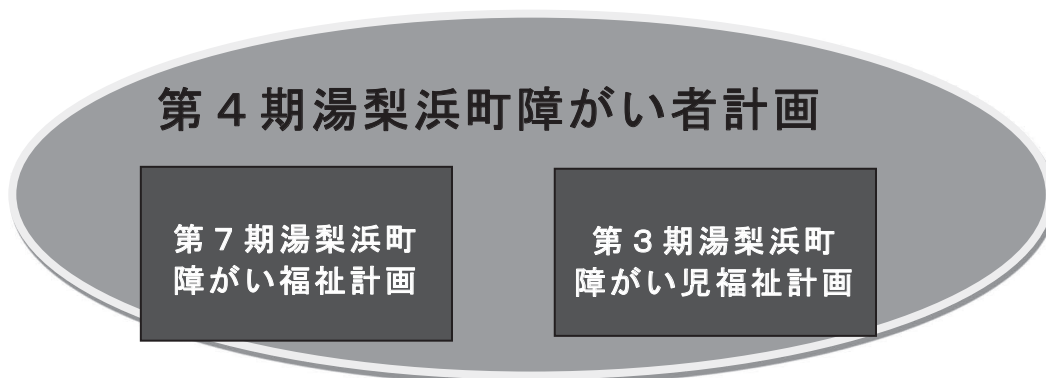
このように国・県の障がい者施策が大きく変遷する中、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等に対応するため、第4期湯梨浜町障がい者計画を策定しました。

本計画は、誰もが互いを尊重し、支え合い、安心して生活できる共生社会の実現と障がい福祉の向上のために、本町における中長期的な障がい者施策の指針を示すものです。年齢を問わず、すべての障がいのある人のさまざまな支援ニーズに積極的に対応し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「第4期障がい者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「第7期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「第3期障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

「第4期障がい者計画」は、障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策を総合的に推進していき、本町の障がい者施策の中長期的な指針となるものです。また「第7期障がい者福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス及び障がいのある子どもへの支援（通所支援、相談支援）の提供体制の整備を図るために、数値目標やサービス見込量を定めた実施計画に位置づけられます。本計画は、これら3つの性格を併せ持つ計画として、一体的に策定するものです。

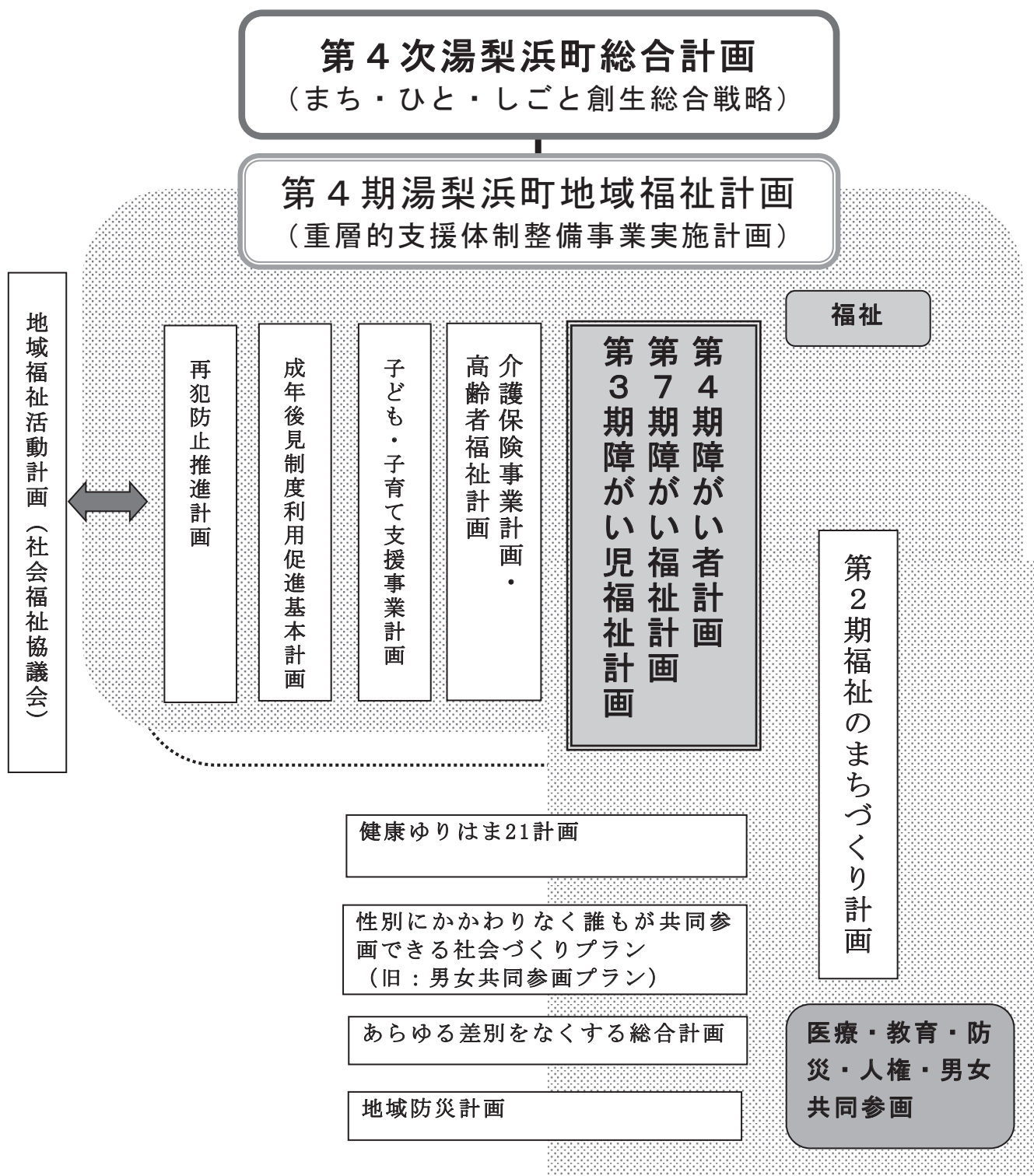


SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画の取組もSDGsに通ずるものとして各事業を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



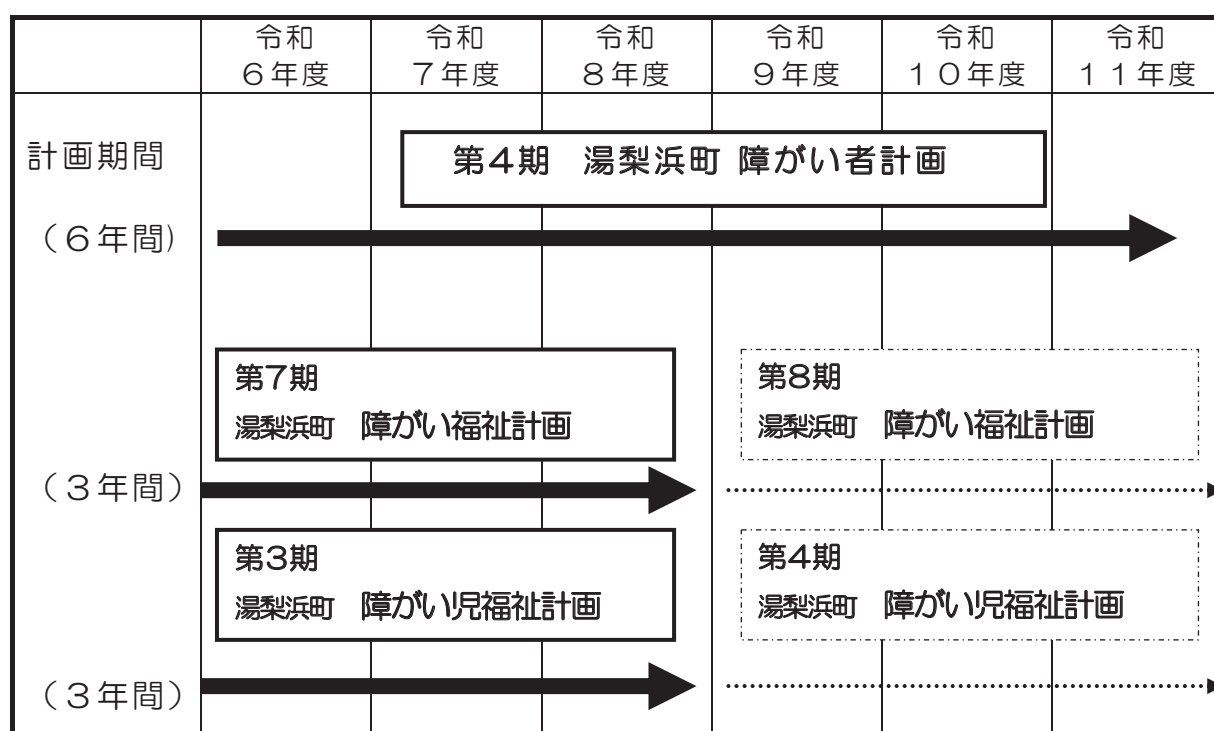
また、本計画は「第4次湯梨浜町総合計画」、「第4期湯梨浜町地域福祉計画」におけるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がい者施策の観点からその具体化を図る個別計画と位置付け、両計画との整合性を図っています。「障がいの有無に関わらず、社会を構成する一員として共に生活し活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、諸計画との整合・調和を図っています。



3. 計画実施期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6か年を計画期間として策定します。なお、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの計画を策定します。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。



4. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、当事者団体等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見聴取と施策に係る広報・啓発に努めました。

(1) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、障がい当事者、学識経験者、施設関係者、相談支援者、障がい関係団体、社会福祉協議会、町教育委員会指導主事などで構成する湯梨浜町障がい者自立支援協議会のメンバーによる「第4期湯梨浜町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員

会」により、さまざまな角度から本町における障がい福祉施策の方向性と具体策について、議論と審議を行いました。

（２）庁内関係部局の連携体制

今回の計画は、障がい児福祉計画の策定も同時に行っているため、子育て支援課職員も事務局として、計画の策定にあたりました。

また、地域福祉計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画などの各個別計画と整合性を図るため、庁内の関係部局と連携の上、計画の策定を進めました。

（３）住民参加とニーズ調査による意見の聴取

計画の策定において、住民及び当事者、関係者の意見を取り入れ意向を盛り込むために、計画策定委員会の委員として、当事者をはじめとした関係機関からの参画を得ました。

また、障がいのある人の実態とサービス等に対するニーズを把握し、今後の福祉施策推進のための基礎資料として、県と共同でアンケートを実施し、これによって得られた意識やニーズを取り入れ、計画策定における方向性を定めました。

また、町内の障がいのある人とその家族で構成する障がい福祉関係団体との意見交換会を行い、障がい福祉施策に関する情報や課題を共有、検討しながら計画を策定しました。

（４）パブリックコメントによる意見の募集

令和６年２月に町ホームページに計画の策定案を掲載するとともに、役場（総合福祉課）をはじめとする主要公共施設で閲覧できるようにし、広く住民の意見を募集しました。

第2章 第3期計画の施策の評価と課題

町は、第3期障がい者計画に基づき、各施策を展開してきました。取り組んできた主な事業は次のとおりです。

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

- (1) 共生社会への啓発活動の推進
- (2) 人権・権利擁護の推進
- (3) 地域における支え合い活動の促進

(取組事業)

- ① あいサポート運動の推進
- ② ヘルプマークの普及促進
- ③ 障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実
- ④ 福祉教育の推進
- ⑤ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
- ⑥ 権利擁護、権利侵害への取り組み
- ⑦ 地域の見守り・支え合い活動の活性化
- ⑧ 交流機会拡大、充実による相互理解の促進

【評価と課題】

- ・ 障がい者差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指して、住民、事業所等に対して、あいサポート運動、認知症サポーター養成講座、ゆりはま人権セミナー、人権教育推進座談会などにより意識啓発に努めてきました。参加者の固定化や減少などの課題はありますが、今後も繰り返し研修を実施することで人権意識の醸成、定着を図っていきます。
- ・ 一方、福祉・人権意識の醸成には幼少期からの教育が重要です。すべての人が尊重され、共に支えあう「共生力」を身に付けていくため、小中学校での福祉教育、社会福祉協議会主催の福祉体験学習などを実施しています。
- ・ 権利擁護、成年後見制度事業の推進については、権利擁護にかかる相談対応や虐待の早期発見などに資するため、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議で地域関係者のネットワーク構築を図っています。しかし制度について知らない人も多く、制度の効果的な周知に努めていく必要があります。
- ・ 共生社会の実現を目指すためには、地域での支援体制の確立やNPO、ボランティア活動の活性化が必要です。本町では令和4年3月に、「みんな

で支え合い、共に生きる地域づくり」、「地域福祉を支えるしくみづくり」、「共につながるネットワークづくり」を基本目標とする第4期地域福祉計画を策定しました。

- ・ 社会福祉協議会と連携の上、民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など地域福祉の軸となる「見守り隊」を中心とした見守り体制の強化、保健福祉会による地域福祉活動の活性化促進、地域福祉を担うひとづくりとしてのボランティアの育成支援などに努めていきます。また、一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、緊急時に音声告知器を通じて協力者へメール等で通知する緊急通報事業や、自然災害時に一人暮らし高齢者や高齢者世帯に電話や訪問で注意喚起を行う相談支援強化事業を実施し、緊急時にも安全な支援体制の整備を図っています。

2. 障がいのある人の社会活動支援

- (1) 就労の支援
- (2) コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

(取組事業)

- ① 障がい者雇用の促進、普及啓発
- ② 福祉的就労の推進と一般就労への移行支援
- ③ 就労定着支援
- ④ 視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実
- ⑤ 町行事における手話通訳者の派遣促進
- ⑥ 情報バリアフリー化の推進
- ⑦ 移動支援の支援
- ⑧ 生涯学習の推進
- ⑨ 障がい者スポーツの推進

【評価と課題】

- ・ 障がい者雇用の促進、普及啓発については国が広域的に取り組むことが合理的であり、事業者と当事者といった双方向の支援を展開していく必要があります。
- ・ 市町村で担える部分としては、障がいのある人の適性に応じたきめ細やかな支援を実施することや、障がいのある人の収入安定化に資するために障害者優先調達推進法の一層の推進を図ることなどが挙げられます。

- ・ 視覚障がいのある人に対しては声の広報の発行や町立図書館に拡大読書器を設置するなど、情報伝達手段の確保を図りました。
- ・ 聴覚障がいのある人に対しては、円滑な意思疎通と社会参加促進のために、手話通訳、要約筆記の派遣事業などを行っています。また、町行事等における手話通訳者の設置を推進しました。
- ・ 町のホームページをアクセシビリティのルールに準拠した構成で運用しました。また、音声告知器や文字情報の積極的活用や日常生活用具制度の利用促進など、情報格差の解消を図っています。
- ・ スポーツ、レクリエーション、生涯学習の充実としては、一般施策としての公民館事業や文化活動の推進を行っています。また障がいのある人に特化した事業としては、障がい者体育大会の参加促進や障がい者地域活動支援センターにおける地域交流、趣味活動への参加を促進し、障がいのある人の生活が彩り豊かなものになるよう取り組んでいます。

3. 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

- (1) 健康づくり、予防活動の充実
- (2) 保健、医療との連携
- (3) 発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援
- (4) 多面的な関わりを要する人への支援

(取組事業)

- ① 健康教育、健康相談の充実
- ② 妊産婦、乳幼児に対する支援
- ③ 早期療育体制の強化
- ④ 在宅医療・在宅ケアの充実
- ⑤ 発達障がい、高次脳機能障がいのある人の相談支援体制の充実
- ⑥ 精神疾患・精神障がいの理解促進
- ⑦ 思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立
- ⑧ ひきこもりの人の支援推進

【評価と課題】

- ・ 妊産婦、乳幼児に対する支援として、平成29年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産から育児までの切れ目ない相談支援を行ってきました。児童福祉法改正に伴い、今後子ども家庭センターを設置し、これまでの母子保健機能に児童福祉機能を合わせ、一体的相談支援体制を構築します。また、医療機関、児童相談所などの関係機関とも連携して相談体制の充実を図っていく必要があります。

- 早期療育体制として、ライフステージに合せた一貫性のある支援や周囲への障がいについての正しい理解の啓発が重要です。乳幼児健診などで早期発見に努め、幼児期、学齢期では、一人一人の障がい特性に応じた特別支援教育を行っています。成人期については、社会生活の適応や、適切な就労を行うために就労支援を行っていますが、次に移行する過程で支援が途切れてしまう課題があります。そのためにも、医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携が必要です。
- 平成28年に鳥取県高次脳機能障がい支援拠点機関として、医療法人十字会野島病院に高次脳機能センターが設置され、専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。
- 精神障がいについては、引き続き正しい理解と偏見の是正が特に必要です。国では精神障がいのある人の地域移行を進めていますが、就労、住環境の整備、家族や周囲の理解など、さまざまな課題解決が必要になってきます。また、現在ひきこもりが社会的課題になっていますが、長期間自宅にひきこもっている人の中には精神疾患や障がい背景になっている人も一定数いると思われます。しかし、当人や家族と社会との関係性が切れているなどの理由で、行政が実態を把握できず、必要な支援が受けられない場合もあります。
- 精神に障がいのある人の休日の居場所づくりについては、公民館事業などを活用した居場所の確保と余暇活動の充実、生きがいづくりを図っています。公民館事業に参加することで、障がいのある人においては、地域住民との交流が促進され、社会参加への一助となります。また、すべての人に開かれ、学びの場と地域交流の拠点となる公民館事業の効果的運営を図ることができるというメリットもあります。
- 疾病が原因で障がいに進行していく場合もあることから、基本健康診査の積極的な受診勧奨の実施や、健康相談・健康教育の内容を充実させることで、健康意識の高揚や疾病の予防を図っています。
- 在宅ケアについては、医療制度、介護保険制度、障がい福祉制度など目的や年齢に応じて、その人にとって最適なサービスを受けられるよう、地域包括支援センター等と引き続き連携を図っていきます。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの総合的推進
- (2) 住宅・生活環境の整備
- (3) 道路・交通環境等移動手段の整備

(取組事業)

- ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

- ② 福祉のまちづくり計画の推進
- ③ 住宅のバリアフリー化の推進
- ④ 歩行空間の確保
- ⑤ ハートフル駐車場の利用促進

【評価及び課題】

- ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の促進について、大規模な改修を即時に行うことは困難ですが、計画的に推進していくことが今後の課題となります。
- ・ 民間事業所及び地域交流の拠点となる集会所のバリアフリー化については、改修費用の一部を助成しました。
- ・ 個別のケース対応としては、状況に応じて、介護保険または障がい福祉制度を利用して、障がいのある人が在宅で生活できるような住環境の整備を推進しています。
- ・ 入院、入所している障がい者の地域生活移行の促進において、グループホームの整備も行う必要がありますが、単町での設置は困難であり、県全体で検討していく必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインの積極的な導入については、鳥取県が人権局を中心として推進しています。町においては、平成28年度に第2期福祉のまちづくり計画を策定し、「誰もが利用できる、参加できる」というユニバーサルデザインの概念に基づいて各種施策を推進していきます。
- ・ 交通のバリアフリー化については、鳥取県が日本財団と共同プロジェクトを立ち上げ、誰もが安心して移動できる環境の構築をめざし、ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の県内導入を進めています。

5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

- (1) 日常における「支え愛活動」の推進
- (2) 災害時支援体制の強化

(取組事業)

- ① 支え愛マップの普及、活用
- ② 防災訓練の充実
- ③ 福祉避難所の整備体制の強化
- ④ 自主防災組織の育成強化
- ⑤ 障がいのある人の防災・減災対策

【評価及び課題】

- 地域住民が主体となり、支え愛マップを作成し、障がいのある人や高齢者、要介護者など支援が必要な人の災害時の避難支援の方法を確認しました。また、各地区を担当する民生児童委員により、担当地区内の支援が必要な人の情報を地図に落とし込んだ福祉マップを毎年更新し、見守りや声掛けの活動を行いました。
- 町の総合防災訓練に合せ、町障がい者地域自立支援協議会主催で、町内の障害福祉サービス事業所などの合同避難訓練を実施しました。今後は、平日昼間のサービス利用時間帯を想定した訓練も必要です。
- 町障がい者地域自立支援協議会で、町の指定避難所の備品、備蓄品の品目や量の現状確認を行いました。今後協議会において、必要な備品等の選定などの協議が必要です。
- 災害時の情報伝達・避難誘導など、災害時に障がいのある人が安全に避難できる体制を確立する必要があります。また避難した障がいのある人やその家族が安心して避難生活を送ることができるよう、避難所運営の議論を進めていく必要があります。

6. 障がいのある人に対する地域生活の支援【障がい福祉計画】

第6期障がい福祉計画の評価と課題については第6章「障がいのある人に対する地域生活の支援」に記載します。

7. 社会で生きる力を高める支援の充実【障がい児福祉計画】

第2期障がい児福祉計画の評価と課題については第7章「社会で生きる力を高める支援の充実」に記載します。

第3章 障がいのある人の現状と課題

1. 障がいのある人の人数

(1) 障がいのある人の人数

令和4年度末現在、湯梨浜町における障がいのある人の数（身体障がいのある人及び知的障がいのある人は各手帳所持者数、精神障がいのある人は自立支援医療（精神）受給者証所持者数）は、1,658人となっています。

内訳は、身体障がいのある人が768人（全体の46.3%）、知的障がいのある人が203人（同12.2%）、精神障がいのある人（手帳所持、自立支援医療受給者）が687人（同41.4%）となっており、平成30年度末と比較すると、身体障がいのある人の割合がわずかに減少し、精神障がいのある人の割合が増加しています。

障がい区分別の人数の推移を見ると、身体障がいのある人はわずかに減少、知的障がいのある人はわずかに増加しています。一方精神障がいのある人については、自立支援医療を受けている人は31.3%の増加率、精神保健福祉手帳を所持している人も7.1%の増加率となっており、大きく増加しています。

このうち自立支援医療受給者証所持者が増加している要因としては、本人や家族、周囲の人の精神障がいや医療に対する認識や理解が深まったことにより、医療機関の受診がしやすくなったことが考えられます。

また、令和4年度末における湯梨浜町の総人口に占める障がいのある人の割合は10.1%で、平成30年度の9.2%からわずかに増加しています。

図表1 総人口及び障がい者数の推移

各年度末現在における数値（人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間の増加率
総人口	16,856	16,748	16,695	16,553	16,394	△2.7%
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者（A））	789	774	778	765	768	△2.7%
知的障がい者 （療育手帳所持者（B））	195	196	203	202	203	4.1%
精神障がい者 （上：自立支援医療受給者証所持者（C） 下：精神保健福祉手帳所持者（D））	348	355	434	452	457	31.3%
	215	220	216	226	230	7.0%
障がい者総数 （A）+（B）+（C）+（D）	1,547	1,545	1,631	1,645	1,658	7.1%
障がい者比率	9.2%	9.2%	9.8%	9.9%	10.1%	

出典：鳥取県資料

（注）人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口である。

（２）身体障がいのある人の状況

身体に障がいのある人については、平成30年度末から令和4年度末の5年間では、789人から768人とわずかに減少しています。

部位別の割合は、令和4年度末現在で、「肢体不自由」の人が47.9%と最も多く、ついで「内部障がい」の人が33.9%となっています。また5年間の部位別の推移を見ると、「腎臓機能障がい」の人に、37.2%増という顕著な増加が見られます。

障がい程度の割合は、令和4年度末現在1級及び2級の人が367人、3級及び4級の人が280人、5級及び6級の人が121人となっており、重度の障がいのある人の割合が47.8%となっています。

また、令和4年度末において、全体に占める65歳以上の人割合は81.5%となっています。

図表２ 部位別身体障がい者数の推移

（各年度末現在数値）（人）

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	5年間の 増加率
視覚	62	59	64	61	58	△6.5%
聴覚機能	67	66	71	71	75	11.9%
平衡機能	1	1	1	1	1	0.0%
音声・言語・咀嚼	7	7	6	6	6	△14.3%
肢体不自由	414	398	393	377	368	△11.1%
内部障がい	238	243	243	249	260	9.2%
（心臓）	146	148	142	141	151	3.4%
（腎臓）	43	45	51	54	59	37.2%
（呼吸器）	11	11	9	9	10	△9.1%
（膀胱・直腸）	34	34	38	40	35	2.9%
（小腸）	0	0	0	0	0	0.0%
（免疫）	1	1	1	1	1	0.0%
（肝臓）	3	4	2	4	4	33.3%
合計	789	774	778	765	768	△2.7%

出典：鳥取県資料 代表部位集計

図表 3 等級別身体障がい者数の推移

(各年度末現在数値)(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間の増加率
1級	264	266	271	265	268	1.5%
2級	100	99	98	98	99	1.0%
3級	119	115	108	115	125	5.0%
4級	181	171	174	166	155	△14.4%
5級	55	54	55	52	49	△10.9
6級	70	69	72	69	72	2.9%
合計	789	774	778	765	768	△2.7%

出典：鳥取県資料

図表 4 部位別・年代別身体障がい者数

(令和4年度末現在数値)(人)

区分	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
視覚	1	6	54	61
聴覚機能	0	10	61	71
平衡機能	0	1	0	1
音声・言語・咀嚼	0	1	5	6
肢体不自由	3	65	309	377
内部障がい	1	49	200	250
（心臓）	1	16	124	141
（腎臓）	0	23	31	54
（呼吸器）	0	3	7	10
（膀胱・直腸）	0	4	36	40
（小腸）	0	0	0	0
（免疫）	0	1	0	1
（肝臓）	0	2	2	4
合計	5	132	629	766

出典：鳥取県資料 ※代表部位 集計実施日が異なるため図表3の集計と一致しない。

（３）知的障がいのある人の状況

知的障がいのある人については、平成30年度末から令和4年度末の5年間でわずかずつ増加しています。このうち中・軽度の知的障がいのある人は、7.6%増加しています。

年代別に見ると、令和4年度末現在、65歳以上の人43人で全体の21.2%を占めています。平成28年度末現在の17.9%から増加し、本町において、知的障がいのある人の高齢化が進んでいることが分かります。

図表５ 程度別知的障がい者数の推移

（各年度末現在数値）（人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間の増加率
重 度（Ａ）	90	89	94	94	90	0.0%
中・軽度（Ｂ）	105	107	109	108	113	7.6%
合 計	195	196	203	202	203	4.1%

出典：鳥取県資料

図表６ 年代別知的障がい者数

（令和4年度末現在数値）（人）

区分	0～19歳	20歳～64歳	65歳以上	計
人数	9	143	43	203

出典：鳥取県資料

（４）精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人については、自立支援医療を受けている人が平成30年度末から令和4年度末までの5年間で109人、31.3%の増加となっています。また、精神保健福祉手帳所持者についても、5年間で15人増加しています。

等級別に見てみると、2級の手帳を所持している人が全体の80.0%を占めています。年代別にみると、年代が上がるごとに手帳を所持している人が多くなっています。町内に救護施設や障がい者施設があるためだと考えられます。

自立支援医療は、家族を支える働き盛りの年代の受診者が多いのが特徴です。

図表 7 等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移 (各年度末現在数値) (人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間の増加率
1 級	10	11	13	15	15	50.0%
2 級	186	186	180	181	184	△1.0%
3 級	19	23	23	30	31	63.1%
合計	215	220	216	226	230	7.0%

出典：鳥取県資料

図表 8 自立支援医療（精神）受給者数の推移 (各年度末現在数値) (人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間の増加率
人数	348	355	434	452	457	31.3%

出典：鳥取県資料

図表 9 年代別精神保健福祉手帳所持者数 (令和4年度末現在数値) (人)

区分	0～19歳	20歳～64歳	65歳以上	計
人数	9	141	80	230

出典：鳥取県資料

(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいのある児童について、医師の診断があった者の令和5年5月1日現在の状況を見ると、3歳未満児1人、在園児（3歳児以上）21人、小学生85人、中学生43人となっています。

発達障がい児数 (令和5年5月1日現在) (人)

	3歳未満児	在園児 (3歳児以上)	小学生	中学生	合計
学習障がい	0	0	4	3	7
注意欠陥多動症	0	8	19	6	33
自閉スペクトラム症 (疑い含む)	0	12	45	19	76
精神運動発達遅滞・言語発達遅滞	1	1	0	0	2
重複（別掲）	0	0	17	15	32
合 計	1	21	85	43	150

出典：庁内資料（湯梨浜町子育て支援課、教育総務課）

2. 障がいのある人の生活状況

（１）障がい者福祉に関するアンケート調査の結果について

障がいのある人の生活状況と障害福祉サービスの利用に関するニーズ把握のため、鳥取県が主体となって「障がい者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。アンケート調査の概要と結果は、鳥取県福祉保健部障がい福祉課のホームページで公開されています。

掲載URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/307801.htm>

（２） 当事者団体及び家族会からのご意見、ご要望等

湯梨浜町三幸会（身体、精神、知的障がいがある人及びその家族の会）
からのご意見、ご要望等

- ・ 県中部の医療型ショートステイは、宿泊利用ができなかったり、利用日数が制限されたりしていて、必ずしも利用しやすい状況とは言えない。
- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種が実費負担になった場合、インフルエンザ予防接種のように助成してほしい。

湯梨浜町身体障害者福祉協会からのご意見、ご要望等

- ・ 湯梨浜町身体障害者福祉協会に対する町補助金を継続してほしい。
- ・ 町の買い物困難者の日常的な買い物支援で民間事業者による移動販売が行われているが、買い物困難地区住民などの要望を聞き、より一層の拡充をお願いしたい。
- ・ 役場庁舎など町内施設のバリアフリー化を進めてほしい。

ひまわり家族の会からのご意見、ご要望等

- ・ 精神障がい者家族の会「ひまわり家族の会」及び当事者の会「SMILE（すみれ）の会」への加入が少ないため、加入者を増やすための取り組みをお願いしたい。
- ・ 精神障がいがある人の地域生活や、地域住民の精神障がいに対する正しい理解のための普及啓発を進めてほしい。
- ・ 町内の企業において、精神障がい者の雇用と働きやすく離職者の出ない職場環境の整備を推進し、支援を要望する。
- ・ 精神疾患の早期発見・早期治療のために、小中学校で発達障がいを含む精神障がいへの理解を深める学習を取り入れてほしい。

第4章 計画の基本的な考え方

本計画では、第3期計画の「基本理念」及び「目指す社会像」の概念を発展させるとともに、7つの基本目標を設定し、当該理念と社会像の実現に向けて、さまざまな具体的な施策を展開していきます。

「第4次 湯梨浜町総合計画」

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

共に支え合う 町民が主役の まちづくり

目指す社会像

ライフステージのすべての
段階で自分らしく生きること
のできる社会づくり

お互いを尊重し、地域
で支え合うことので
きる共生社会づくり

すべての人が安心して
生活できるユニバー
サルな社会づくり

基本目標

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

2. 障がいのある人の社会活動支援

3. 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進

4. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

5. 災害時・緊急時にも安全で安心なまちづくりの推進

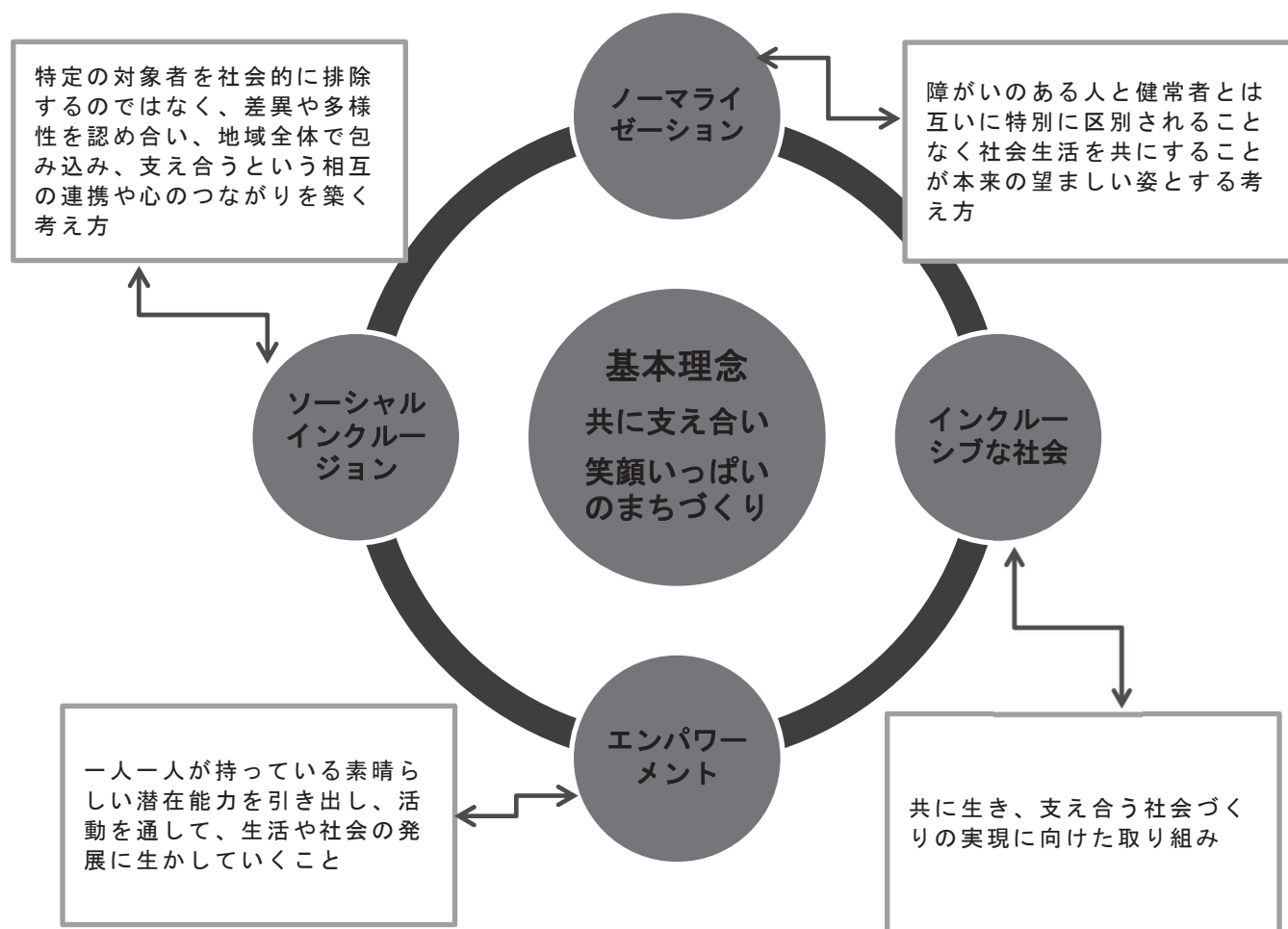
6. 障がいのある人に対する地域生活の支援【障がい福祉計画】

7. 社会で生きる力を高める支援の充実【障がい児福祉計画】

共に支え合う 町民が主役の まちづくり

わが国の障がい福祉施策は、障がいの有無に関わらず、すべての人が社会を構成する一員として、共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとに、推進されてきました。また近年の福祉諸法は、障がいの有無、年齢等の属性や差異によって分け隔てられることなく、地域全体で包み込み、支え合い、共生する社会を実現するといった「ソーシャル・インクルージョン」、「インクルーシブ」という考え方を共通基盤として、改正されています。

本計画では第3期計画の基本理念を発展的に継承し、さらに「エンパワメント」の視点を取り入れ、障がいのある人がその個性や能力を最大限活かして自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けるため、本町が取り組むべき障がい者施策の基本的方向を打ち出します。



2. 目指す社会像

本計画においては、本町が目指す社会像を次のように設定します。

ライフステージのすべての段階で自分らしく生きること のできる社会づくり
--

障がいのある人が、自らの生き方を自己選択・自己決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生き生きと暮らすことができる社会の実現が求められています。誰もがライフステージのすべての段階で主体性や自立性を発揮でき、就学、就労、地域活動や文化・スポーツ活動など多様な活動を通して社会に積極的に参画し、役割を果たすことができるように、あらゆる場面で合理的配慮を行うなど環境整備を行い、生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

お互いを尊重し、地域で支え合うことのできる共生社会 づくり
--

障がいのある人もない人も、地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスといった「公助」はもちろんのこと、生活のさまざまな場面での他者や地域での協力、助け合いといった「共助」力を高めていくことが重要です。

公助の強化として、福祉・保健・医療分野を始め、教育・就労・住宅・まちづくりなどの関連部署とも連携の上、施策の効果的な実施を図ります。また公共、民間事業所などあらゆる供給主体が相互に連携し、公私協働に則った総合的かつ横断的なサービス提供に努めます。

また共助の強化として、障がいのない人に障がいの特性についての理解を深めていただくとともに、具体的な支え合い活動の実践と推進を図ります。一方で、障がいのある人も地域社会に積極的に参加できるよう、社会参加の促進を行い、障がいのある人、ない人が相互に理解を深めあえるような地域づくりを進めていきます。

本町では、行政と地域住民がスクラムを組んで、障がいのある人を支え、また障がいのある人も地域に積極的に参加するという地域福祉の認識に立った、一人一人が地域の中で共に支え合う社会づくりを目指します。

すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震及び西日本豪雨災害等の発生を教訓に、障がいのある人などの災害時における要配慮者への支援体制を含めた地域防災の強化が喫緊の課題となっています。障がいのある人の視点を取り入れた、災害時や緊急時にも強い安全・安心なまちづくりを推進していきます。

さらに障がいのある人が尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、公共施設などの物理的な障壁（バリア）が取り除かれるとともに、取り巻く一人一人の心のバリアが取り除かれた、すべての人々が生活しやすい社会づくりが求められています。

本町では、誰もが安心して生活できる環境づくり、まちづくりという視点に立ち、さまざまな社会的バリアを取り除き、障がいのある人の生活を支える仕組みを構築し、すべての人が地域の中で安心して生活できるユニバーサルな社会づくりを目指します。

3. 基本目標

第3期計画の評価と課題、法改正などの社会情勢の変化を踏まえて、以下について基本目標として捉え、施策の充実を図っていきます。



1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

障がいや障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動の充実に努め、誰もが住み慣れた地域で、安心してより豊かな生活を送ることができるよう、人権意識の高揚や福祉活動への参加を促進し、一人一人の尊厳を大切にしながら共生する社会づくりを進めます。

2 障がいのある人の社会活動支援

障がいのある人一人一人の働く意欲を尊重し、就労支援と就労機会の拡充などに努めます。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図りながら、障がいのある人の社会活動・自立を促進し、自分らしく生きがいを持って豊かに生活できるよう、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指します。

3 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進

障がいのある人がライフステージに応じて十分な保健・医療を受けられるよう、保健・医療機関をはじめ関係機関と連携しながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい、精神に障がいのある人が、安心して十分な医療や保健・福祉サービスを受けられるよう精神保健福祉施策の充実に努めます。

4 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

誰もが快適な生活を送ることができるよう、環境、公共施設等の整備、移動手段の整備などのハード面の整備はもちろん、多様な障がいの特性に応じて、必要な情報が十分に提供され、容易に入手できるような体制づくりなどソフト面の整備を推進し、ユニバーサルデザインのまちづくり、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

5 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震及び西日本豪雨災害等の教訓を生かし、障がいのある人など自力で避難することが困難な要配慮者の安全と安心を確保できるよう、公助だけでなく自助や共助力（地域防災力）を向上させ、「災害に強い湯梨浜町」の実現を目指します。

さらに、災害時だけでなく平常時の見守り体制の強化を図り、障がいのある人も含めて誰もが地域の中で安心して生活できるようなまちづくりを推進していきます。

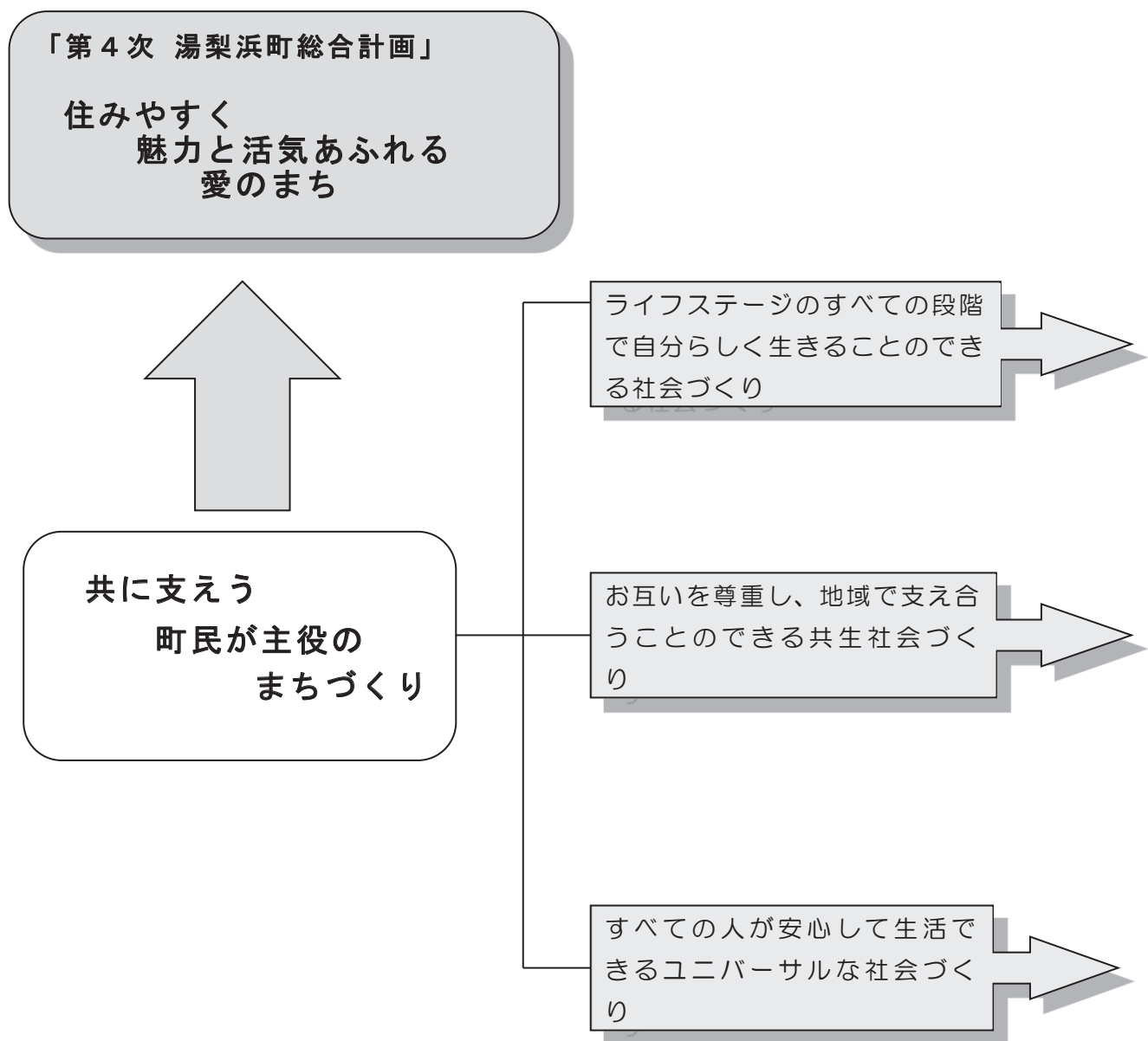
6 障がいのある人に対する地域生活の支援【第7期障がい福祉計画】

障がいのある人が安心した生活、より豊かな生活を送れるよう、本人や家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を深めながら、地域生活を支える質の高いサービスの確保及び提供体制の整備を進めます。

7 社会で生きる力を高める支援の充実【第3期障がい児福祉計画】

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、福祉、保健、医療、教育、就労支援等と連携した横断的な支援体制の充実を目指します。また子どもの将来の自立に向けて、生きる力を高めるとともに、障がいのある子どもを育てる保護者や家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域での支援を行い、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する縦断的な体制の構築を図ります。

【目指す社会像】



【基本目標】

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

【施策の展開】

- 共生社会への啓発活動の推進
- 人権・権利擁護の推進
- 地域における支え合い活動の促進

【主な事業例】

- ・重層的支援体制整備事業
- ・あいサポート運動の推進
- ・ヘルプマークの普及促進
- ・障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実
- ・福祉教育の推進
- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
- ・地域の見守り・支え合い活動の活性化
- ・交流機会拡大、充実による相互理解の促進

2. 障がいのある人の社会活動支援

- ・就労の支援
- ・コミュニケーション支援の充実
- ・スポーツ、レクリエーション、生涯学習の充実

- ・障がい者雇用の促進、普及啓発
- ・福祉的就労の推進と一般就労への移行支援
- ・障がい特性に配慮した広報紙、ホームページの作成・就労定着支援
- ・ICTを利用した情報提供、公文書の点字化
- ・移動手段の支援
- ・生涯学習の推進・障がい者スポーツの推進

3. 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

- ・健康づくり、予防活動の充実
- ・保健、医療との連携
- ・発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援
- ・多面的な関わりを要する人への支援

- ・健康教育、健康相談の充実
- ・妊娠婦、乳幼児に対する支援
- ・早期療育体制の強化
- ・強度行動障がい児者への総合支援
- ・医療的ケア児者への総合支援
- ・在宅医療・在宅ケアの充実
- ・重層的支援体制整備事業（再掲）
- ・発達障がい、高次脳機能障がいのある人の相談支援体制の充実
- ・精神疾患・精神障がいの理解促進
- ・思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立
- ・ひきこもりの人への支援推進

4. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- ・福祉のまちづくりの総合的推進
- ・住宅・生活環境の整備
- ・道路・交通環境等移動手段の整備

- ・公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
- ・福祉のまちづくり計画の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進
- ・歩行空間の整備
- ・ハートフル駐車場の利用促進

5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

- ・日常における「支え愛活動」の推進
- ・災害時支援体制の強化

- ・支え愛マップの普及、活用
- ・防災訓練の充実
- ・福祉避難所の整備体制の強化
- ・自主防災組織の育成強化
- ・障がいのある人の防災・減災対策

6. 障がいのある人に対する地域生活の支援
(第7期障がい福祉計画)

- 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の充実
- 福祉施設から一般就労への移行

- ・障害福祉サービスの充実
- ・相談支援体制の整備
- ・地域生活支援事業の整備
- ・町単独事業の推進

7. 社会で生きる力を高める支援の充実
(第3期障がい児福祉計画)

- 子どもの年齢・発達に即した支援の充実
- 障がいのある子どもの療育・保育・教育・福祉の充実

- ・子育て世代包括支援センターの充実
- ・気づきから支援につながる早期療育体制の強化
- ・特別な支援を要する子どもの保育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・就学相談・教育相談の充実
- ・放課後等デイサービスなど障がい児通所支援事業の充実
- ・就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり
- ・学校から社会、地域への円滑な移行
- ・教育・福祉・労働の連携の強化

第2部 各論



第5章 第4期障がい者計画

1. 施策の展開

【基本目標1】心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

すべての人が安心して生き生きと暮らすためには、障がい、年齢、性別などの差異に関わらず、共に生活し活動する社会を目指すソーシャルインクルージョンの意識が必要です。

障がいのある人もない人も、誰もが地域社会の一員として人格と個性を尊重し、互いに支え合うことによって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

1. 共生社会への啓発活動の推進

共生社会の実現のため、地域住民や事業所等に対して福祉・人権学習の充実を図るとともに、すべての人を個人として尊重し互いに思いやり、助け合う心を育てる福祉教育を推進していきます。

【施策の方向】

福祉教育の充実とあわせ、障がいや障がいのある人についての誤った知識を取り除くことが大切であり、継続した学習やあらゆる機会を捉えて正しい理解や認識について啓発することが重要です。障がいの特性を理解し、日常生活でのちょっとした手助けや配慮の実践を促進する「あいサポート運動」を今後も推進し、住民と共に障がいのある人が暮らしやすい地域社会を作っていきます。

また、内部障がいや難病、妊娠初期など外見ではわからなくても、援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮が必要であることを知らせることで援助が受けやすくなるように、ヘルプマークの普及にも取り組んでいきます。

併せて、精神障がいのある人に対する誤解や偏見が、回復途上の精神障がいのある人の地域での自立を阻害する大きな原因となっていることから、町報やホームページ、障がい者週間などの機会を捉えて、障がい理解の啓発や人権教育の推進などを行います。

【主な事業】

事業名	内容
あいサポート運動の推進 	障がいへの理解を深め、日常生活で合理的配慮を実践するあいサポート運動を町全体で推進していくため、町民、事業所、学校等への研修を積極的に行います。

ヘルプマーク の普及促進		援助の必要な人が助けてほしいという意思をわかりやすく表明し、周囲に必要な援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークを普及させることで、思いやりのある温かい地域社会の形成を図ります。
福祉、人権学習の推進		障がい者差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決及び偏見や差別の解消のため、「ゆりはま人権セミナー」「人権教育座談会」を実施し、地域、事業所、学校等における人権学習の推進を図ります。また認知症についての正しい理解と手助けの方法を学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実		障がいに関する理解を深めるため「障害者週間」（12月3日～9日）「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「精神保健普及運動」（10～11月）などに合わせて、啓発・広報活動を推進します。
福祉教育の推進		学校教育の中で、障がいのある人や高齢者、園児などとのふれあいを通して、生命の尊厳や人間の生き方について学び、互いに支え合い、共に生きていこうとする態度を育てる福祉学習を実施します。また社会福祉協議会主催の福祉体験学習、高齢者・障がい者疑似体験などの体験型学習により、相手の立場や心情を思いやり、協力する心を育みます。

2. 人権・権利擁護の推進

障がいのある人も基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、人権・権利擁護の推進を図ります。

【施策の方向】

自らの意思を表明することに困難のある障がいのある人や高齢者などの人権や財産等の権利を守るために、地域包括支援センターと連携の上、引き続き成年後見制度の周知と利用促進を図っていきます。

障がい者虐待については、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の虐待の通知や届出を受けた時は、速やかに安全確認を行い、必要な措置を講じます。また、障害福祉サービス事業所や障がいのある人を雇用している事業者に対し、障害者虐待防止法の理解を深める取組みとして、啓発、周知を行います。

【主な事業】 第6章「第7期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内 容
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

	成年後見制度による支援を必要とする知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者に対し、その利用の促進に努めます。
権利擁護、虐待防止の啓発	成年後見制度の周知や消費者被害の未然防止を図るため、研修会を開催し、広く住民に周知します。 また民生児童委員協議会の研修会などで虐待についての研修を行い、虐待発見の早期通報を呼び掛け、地域ぐるみで虐待を防止する機運を高めます。
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	高齢者及び障がい者の権利擁護に係る相談対応や虐待の早期発見のために「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、地域関係者のネットワーク構築を図っています。
障がい者虐待防止センターの整備	障がい者虐待防止センターにおいて、事案の早期発見、通報に基づく対応、相談支援体制の確立を図っています。 また施設入所者に対しては、県とも連携しながら対応し、事業所への指導を通して、虐待防止の意識付けを徹底していきます。

3. 地域における支え合い活動の促進

障がいのある人が地域で安心して生活できるように、地域住民やボランティア等による支え合い活動を促進し、地域福祉の増進を目指していきます。

【施策の方向】

障がいのある人が、地域で安心して生活を営めるよう、地域におけるＮＰＯ・ボランティア活動を積極的に支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にし、地域住民による支え合い活動を促進します。

また湯梨浜町地域福祉計画の基本方針や基本目標を踏まえ、障がいの有無に関係なく誰もが安心して暮らすことができるよう、自主的な地域福祉活動を促進し、自助・共助・公助がうまく組み合わされた地域の支援体制をつくっていきます。

一方で障がいのある人の地域活動の参加や交流を促進し、障がいのある人とない人の相互理解を図るとともに、障がいのある人の生活の幅を広げていきます。

【主な事業】

事業名	内 容
地域福祉活動の推進	障がいのある人の生活を支援するボランティアの育成などをはじめとする福祉ボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの啓発、養成、相談及び情報提供などの支援事業の充実を促進します。
地域の見守り・支え合い活動の活性化	民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進員などの「見守り隊」などによる見守り活動、集落ごとの保健福祉会などによる地域福祉活動の活性化を促進させ、地域ネットワークの形

	成、発展を図ります。 特に個人情報保護の観点から、障がい者情報は把握されにくいため、障がいのある人自らが情報発信し、必要な支援に結びつくよう取り組みます。
地域福祉計画の推進	地域住民自らが相互につながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという「地域共生社会」の精神を高めるよう、地域における福祉活動を推進するための指針である「湯梨浜町地域福祉計画」を町民とともに推進します。また、障がい福祉施策におけるさまざまな取り組みについて、障がいのある人自らの意見を反映していくため、当事者参画の促進を図ります。
交流機会の拡大、充実による相互理解の促進	地域にある福祉施設等の交流イベントの活動を周知し、参加者の拡大等を図ります。 また、各種事業の企画段階から障がいのある人の参加を得ることで、地域活動の積極的参加や交流を促します。

【基本目標 2】障がいのある人の社会活動支援

自立した社会生活を営む上で就労の重要性は高く、経済的な面だけでなく、社会参加を図るという側面もあります。今後は障がいのある人の就労意欲を高めるとともに、企業における障がい者雇用に対する理解をさらに進めていく必要があります。

令和3年5月の障害者差別解消法の改正で、これまで努力義務であった、民間事業者による障がいのある人に対する合理的配慮の提供が、法的義務化されました。さらに令和4年12月の障害者雇用促進法の改正で、事業主の責務に、障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されました。民間事業者におけるこれらの対応については、継続的に周知、啓発を行います。

また障がいがある人の社会参加の促進のために、情報提供を十分に行うとともに、QOLを向上させ、豊かな心で活力あふれる生活ができるよう、スポーツ・レクリエーションや生涯学習の充実を図ります。

1. 就労の支援

障がいのある人の雇用を進めるためには、福祉施策と労働施策の連携による横断的な取り組みが必要です。公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターくらよしと連携しながら、就労が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がいのある人が可能な限り一般就労ができるよう、障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援策を推進します。

また、雇用に結びつきにくい障がいのある人を含め、一人でも多くの人が仕事に就くことを通じて社会参加し、働く喜びと生きがいが得られるよう支援していきます。

【施策の方向】

障がいのある人が就労を通じて社会に参加し、経済的基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がいのある人自身の力が十分発揮されるよう多様な働き方ができるための条件整備が必要です。併せて障がいのある人に対して、労働能力の向上や労働意欲の喚起、対人関係の調整や社会適応能力の向上などの適切な教育指導を行い、働く喜びや自己効力感を高めることが必要です。自分に合う職場を選択、確保できるよう、学校における職業教育や進路指導の充実を促進していきます。

一方で、団体、企業等との連携により、雇用の場の拡大を推進するため、町では障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等へ優先的に発注を行い、障がいのある人の安定した収入の確保に努めていきます。

特別支援学校等の卒業生や脳血管疾患等後遺症者、退院してもすぐに就労することが困難な回復途上の精神障がいのある人など、民間企業での雇用が困難な人々のための福祉的就労などの活動の場を充実させるとともに就労定着・就労継続のために適切な支援ができる仕組みづくりを検討していきます。

【主な事業】 第6章「第7期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
障がい者雇用の促進、普及啓発	「障害者雇用支援月間」を通じて積極的に障がい者雇用について啓発するとともに、障がいのある人についての正しい理解や認識を深めます。また公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターくらよし等との連携のもとで、事業主に対する普及啓発活動を通して、障がい者雇用についての理解を促進するとともに、障がいのある人やその家族、事業所に対しての相談から職場定着までの支援を充実させます。
公的機関における雇用拡大の推進	公的機関等において障がいのある人の雇用を促進するとともに、適性や状況等に応じた作業委託など、職域の拡大を図ります。 また、行政関連業務の委託による雇用促進が図れるよう、その方策を検討します。
福祉的就労の推進と一般就労への移行支援	雇用に結びつきにくい障がいのある人を支援するため、障がい者地域活動支援センターを通じて創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の充実を図ります。また、作業委託の拡大や特産品の開発等も視野に入れながら、工賃の向上に向けた取り組みを支援していきます。 働く意欲や能力のある人の就労支援や、福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労移行支援を行い、福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障がい者就労支援ネットワークを構築し、障がいのある人の適性に合った就職の斡旋等を行います。
障がいのある人の適性にあった就職の斡旋	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの職業紹介、職場適応援助者等の職業リハビリテーションを通じて、障がいの特性に応じて、福祉施設などと連携したチーム支援やジョブコーチなど、伴走型のきめ細やかな支援を行います。また障がいのある人の能力や障がい特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。
障害者優先調達推進法による障がい者の雇用促進と企業支援	障がい者の経済的自立、障害者就労施設の受注機会の増大のため、町が調達方針を策定し、優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達が図られるよう、今後も引き続き努めていきます。
就労定着支援	障がい者の安定的な就労の継続支援のため、平時の生活リズムや勤怠・体調管理など、就労によって生じる生活面のアフターフォローを行い、就労定着を促進します。

2. コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、コミュニケーション支援の充実とともに正確な情報が広く公平に行き届くことが必要です。

また視覚障がいや聴覚障がいなど障がいの特性を配慮し、個別のニーズに沿った手段・方法・媒体で情報提供をすることが情報の保障をする上で重要です。

【施策の方向】

令和4年5月に成立した障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、ICTを活用しながら、視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報伝達手段及び行政情報の提供を充実させます。

視覚障がいのある人に対しては、引き続き、公文書の点字化、声の広報の発行、録音（デイジー）図書などの貸出しの推進、同行援護サービスなどの支援の充実を図ります。聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳、要約筆記の派遣事業を推進するほか、町行事における手話通訳者の派遣を行います。

また令和元年6月に成立した読書バリアフリー法の趣旨に基づき、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、町立図書館等において、大活字本や点字、音声などによるアクセシブルな書籍、資料の充実を推進するほか、機器利用体験会を実施します。さらに、外出が困難な状況でも読書を楽しむことができる環境整備や電子図書等の導入などを検討します。

【主な事業】

事業名	内容
視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実	視覚障がいのある人に対して、広報ゆりはまや議会だよりをカセットテープに録音またはデイジー図書にして配布し、地域生活を送る上で必要度の高い町行政の情報提供を行っています。 また、鳥取県立図書館では約700冊のデイジー図書の貸出しを行っています。町立図書館とも連携しながら、視覚障がいのある人の生活が豊かになるため、貸出しの推進を図ります。 視覚障がいのある人のための障害福祉サービスである同行援護は外出時の歩行介助だけでなく、外出中の代筆代読も行っています。これらのサービスを総合的に推進し、視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実を図ります。
町行事における手話通訳者の派遣促進	聴覚又は音声・言語に障がいのある人に対する手話通訳・要約筆記者の設置・派遣事業の充実を図ります。 町行事等における手話通訳者の派遣を促進し、聴覚障がいのある人となない人が互いを尊重し、共生する地域社会の形成に寄与します。

ユニバーサルデザインの視点に立ったわかりやすさを追求した広報の充実	「すべての人にわかりやすく」というユニバーサルデザインの視点に立ち、文字の大きさや色、表現に留意し、わかりやすく正確な行政情報の提供と内容の充実を図ります。 また、ケアマネージャーやケースワーカーなどの人的媒体の活用など、障がいの特性に応じてさまざまな手段で情報提供・情報発信を行っていきます。
-----------------------------------	---

3. スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

障がいのある人もない人も、豊かで潤いのある生活を送る上で大切なことの一つに余暇、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加が挙げられます。

スポーツや芸術・文化活動などの参加は、生きがいや自信をもたらし、地域との関わりは、社会参加を促進します。

【施策の方向】

障がいのある人やボランティアがより多くの行事や活動へ参加し、障がいのある人が楽しむことができる機会の提供はもとより、レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。また各種事業を開催するときは、申込方法やチラシ内容を工夫するなど、障がいのある人が積極的に活動に参加できるような配慮や環境整備に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名	内容
移動手段の支援	障がいのある人の余暇活動等に必要な移動手段を確保するため、ガイドヘルパーの派遣を充実するとともに、誰もが利用しやすい制度となるよう、制度の運用を図りながら検討を進めます。
生涯学習の推進	障がいのある人、子ども、高齢者など、さまざまな属性を持った人々が共に生きる社会を目指し、ノーマライゼーションを推進する学習機会の充実を図るなど、生涯学習を推進します。 障がいのある人を含むすべての市民が「いつでも」「どこでも」「生涯にわたり」身近な地域において学習・文化活動に親しめるよう、幅広い対象やテーマによる文化活動や公民館事業の推進に努めます。 また、県立図書館では図書館を利用するのが困難な人、直接来館ができない人には利用者登録の上、郵送での貸出しサービスを行います。
スポーツ・レクリエーションの推進	「いつでも」「どこでも」「誰でも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、地域におけるスポーツ文化の振興を図ります。

ユニバーサルスポーツの推進	郡や県の身体障がい者体育大会の参加を促進するとともに、町身体障害者福祉協会との連携を図りながら、参加者の増大に努めます。 またユニバーサルスポーツ体験教室の開催など、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるような障がい者スポーツの普及啓発を行っていきます。

【基本目標３】 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

障がいのある人が心身の健康の保持や増進に必要な支援を提供するとともに、地域の中で健やかに安心して生活できるよう、障がいの重症化の緩和、合併症や二次的障がいの予防などに取り組みます。

また、発達障がいや高次脳機能障がいの人への支援や近年増加している精神疾患の予防推進など、保健、医療、福祉の連携のもと、障がいの状況に応じた総合的な施策推進を図っていきます。

1. 健康づくり・予防活動の充実

食習慣や運動習慣などが疾病の発症に深く関与している生活習慣病の予防は、高齢化が進む障がいのある人の健康維持にも重要であり、さまざまな疾患が原因で腎臓機能障害などの内部障害に進行する例も多いことから、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療につなげていきます。

また、母子の健康保持及び疾病の予防、障がいの早期発見・早期支援など、母子保健の充実に努め、安心・安全な出産と子どもの健やかな成長を支援していきます。

【施策の方向】

生活習慣病の予防として住民に正しい知識や意識啓発を図るために、健康教育、健康相談の充実に努めます。

妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の推進を行い、安心・安全な出産ができるよう、妊娠、出産や育児に関する相談や適切な支援などを行います。

【主な事業】 第7章「第3期障がい児福祉計画」にも記載

事業名	内容
基本健康診査の受診勧奨	疾病の早期発見・早期治療のため、町報やホームページへの掲載や保健推進委員による呼び掛け、未受診者への文書勧奨を行い、町実施の8種目健診、医療機関検診の受診率向上を目指します。
健康教育、健康相談の充実	町民が地域で健康に生活できるよう、保健師、栄養士による健康相談、各種測定、栄養指導などを行います。また健康体操やノルディックウォーク実技指導を行い、町民の健康維持や健康増進を図っていきます。 また生活習慣病やガン、骨粗しょう症の予防についての講演会を開催し、町民の生活を改善するとともに、健康についての意識向上を図っていきます。
妊産婦に対する支援	妊婦の健康保持と増進のため、妊娠届出日から出産までの妊婦健診が公費で受けられるよう、受診券を交付します。また妊娠中の夫婦や産後の夫婦を対象に「両親教室」

	を開催し、子育てに関する知識を学んだり、情報共有の場を提供します。
乳幼児に対する支援	出生児・産婦を対象に家庭訪問をする「赤ちゃん訪問」や各種健康診査を実施し、疾病、発育・発達の遅れ、障がい等を早期に発見し、障がいに伴う症状の軽減や自立に向けて、適切な支援につなぎます。
乳幼児の健康増進や育児に関する指導	歯科健診やフッ素塗布を行い、乳幼児期から健康な歯や口腔の状態を維持します。 また、離乳食講習会など、成長時期や個別に応じた栄養指導やその他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の維持・増進を図ります。

2. 保健、医療との連携

障がいのある人、障がいのある子どもが地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、適切な時期に医療や療育が受けられるよう努めます。

さらに、障がいのある人がいつでも適切な医療サービスが受けられるよう、障がいに対する専門的な医療に限らず、日常的な診療、治療を提供していくことで、障がいに伴う症状の軽減及び重度化や二次障がい、並びに合併症の防止を図っていきます。

【施策の方向】

保健所、医療機関、療育センター等と連携し、乳幼児期から就学期まで一貫した治療、療育を行うほか、子育て全般も含めた相談や助言などができるように保健・医療・福祉が密接に連携する支援体制の確立に努めます。

人工呼吸器などを必要とする療養患者が、安心して地域で暮らしていくことができるような在宅医療の確保を行います。

さらに、障がいのある人の多くは継続した治療が必要であり、安心して病院に通えるよう、通院に係る経済的負担の軽減を図り、自立した日常生活を支援します。

【主な事業】

事業名	内 容
早期療育体制の強化	保健所、医療機関、療育機関、児童相談所等の関係機関との連携により、医学的診断、検査、発達評価、子育て全般も含めた日常生活援助や発達援助への助言を行うなど、保健、医療と連動した療育体制の強化を進めていきます。
在宅医療・在宅ケアの充実	医療機関、訪問看護事業者、保健師、ホームヘルパーなど関係機関の連携を確保し、重度障がいのある人や難病患者などに対する在宅ケアの充実を図ります。

各種医療費助成事業の実施	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や特別医療費助成制度（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳１級所持者）による医療費自己負担額の助成のほか、町単独事業として心身障がい者（身体障害者手帳３・４級、療育手帳Ｂ、精神保健福祉手帳２級所持者）に対する医療費自己負担額の半額助成（入院時の食事療養費を除く。）を行い、障がいのある人の医療費の負担軽減を行います。 ※所得要件あり
心身障がい者交通費助成事業の実施	人工透析や精神通院など継続的な障がいの治療や、訓練のために病院や作業所等に通院通所する障がい者のある人を対象に、町単独事業として交通費の半額助成を行います。 ※所得要件あり

３．発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援

発達障がいや高次脳機能障がいについては、これまでさまざまな制度の狭間にあり、支援が立ち遅れていました。今後は子どものみならず、成人期における対応が必要な発達障がいの人への支援の充実や、事故、疾病等で高次脳機能障がいとなった人などの社会復帰など、一層の支援を図っていく必要があります。

また近年、うつやストレス性障がいの発症率が上昇し、働き盛り世代の自死が増加しています。他にもアルコール関連問題やまたひきこもり者の増加など、こころの健康に関する課題は山積みになっています。

本町においても精神保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）の受給者が増加していることから、速やかに適切な治療につなげ、ストレス対策を含むこころの健康づくりの推進を図ります。

【施策の方向】

引き続き、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携の上、個々のライフサイクル・ライフステージに沿って、発達障がいのある人や高次脳機能障がい、精神に障がいがある人の自立や社会復帰の支援を行っていきます。

増加する精神疾患の対応として、発症からできるだけ早期に適切な医療に結びつくよう、精神疾患や精神医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談体制の確立を図ります。また、疾病そのものの予防、症状の悪化や再発防止のため、ストレス対策を含むこころの健康づくりの推進を図ります。

【主な事業】 第6章「第7期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
発達障がいの早期発見・早期支援	発達障がいのある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活を促進するため、早期に支援を行えるような体制づくりを進めます。
発達障がいや高次脳機能障がいのある人	発達障がいや高次脳機能障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相

の相談支援体制の充実	談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、倉吉保健所、倉吉児童相談所や発達障がい者支援センター「エール」、中部障がい者地域生活支援センター等の相談機関や医療機関との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。
発達障がいや高次脳機能障がいのある人の就労支援	発達障がいや高次脳機能障がいのある人の自立と社会生活を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターくらよしなどの関係機関との連携により、就労支援を希望する発達障がいや高次脳機能障がいのある人に対する就労の支援に努めます。
発達障がいや高次脳機能障がいの理解促進	発達障がいや高次脳機能障がいのある人が、地域において円滑な意思疎通が図れ、社会生活に支障がないように、あいサポート運動の推進など、啓発活動を推進します。
精神疾患・精神障がいの理解促進	家族や関係機関、団体の協力を得ながら、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動を行い、精神障がいのある人に対する正しい理解を広めます。
こころの健康づくりの推進	睡眠障害を切り口に、県と連携の上「眠れていますかキャンペーン」を展開し、うつ病予防・自死対策を図っていきます。 また、メンタルヘルスに関する研修会の開催や悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して、孤立や孤独を防ぐ「ゲートキーパー」の養成など、町全体でこころの健康の向上に取り組みます。
当事者会の活動支援	精神障がいのある人やその家族が精神の安定や社会参加促進のために、当事者会「SMILE（すみれ）の会」や精神障がい者家族会「ひまわり家族の会」などの活動を通じて、親睦を深めたり、精神保健福祉に関する情報提供・情報交換する場を提供します。また、就労等のため、平日参加できない人もいるため、休日の開催も検討していきます。
精神障がいのある人の社会復帰への支援	地域活動支援センターや地域作業所などが、精神障がいのある人の社会復帰と社会適応に向けて各種事業を行い、精神障がいのある人の在宅生活と社会参加を支援していきます。
精神障がいのある人の退院促進の支援	精神科病院から退院可能な患者が、早期に退院して地域で自立した生活ができるよう、本人、患者の家族、地域、医療機関のそれぞれの立場において、退院を促進するための普及啓発を進めるとともに、退院への動機づけや病状悪化の対応が十分になされるよう、福祉と医療の連携を強化します。 また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居手続きに関する支援や関係機関との連絡調整、サポート体制の調整等の支援を行う住宅入居等支援事業を進めていきます。

4. 多面的関わりを要する人への支援

不登校、自傷行為、摂食障害、暴力、ひきこもりといった不安定な思春期に発生しやすい問題が近年複雑化かつ深刻化しており、今後は切れ目のないきめ細やかな支援体制の確立が求められています。

【施策の方向】

これらの問題は長期化する傾向があり、精神疾患を発症したり、ベースに発達障がいなどの発達上の問題を抱えていたりする場合も散見されるため、学校卒業後の継続支援を行っていく必要があります。学校や関係機関等と連携しながら、継続的で切れ目のない支援を行っていきます。

【主な事業】

事業名	内 容
思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立	不登校、摂食障害といった思春期から多く見られる疾患や障がいに対し、学校教育と保健・福祉が連携し、学校卒業後においても継続した相談支援を受けられる体制づくりを行います。不登校や子どもの発育や発達、教育などの相談を行う中部子ども支援センター、不登校やひきこもりの高校生、青少年に対して支援を行う中部ハートフルスペースなどとも連携し、切れ目のない相談支援体制の確立を目指します。
ひきこもりの人への支援推進	ひきこもりの人の自立を推進するため、鳥取青少年ピアサポート、とっとり若者サポートステーション等と連携し、本人やその家族への相談支援、社会参加の促進などの支援を推進していきます。

【基本目標 4】人にやさしい福祉のまちづくりの推進

地域社会は、障がいのある人、高齢者、子ども、妊産婦、外国人など多様な属性を持つ人で構成されています。物理的、社会的すべての障壁を取り除くバリアフリーという視点とともに、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができるというユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

1. 福祉のまちづくりの総合的推進

急速な高齢化や障がいのある人の社会参加意欲の高まりを背景として、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会を実現することが求められています。

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が安心して日常生活を過ごすことができ、等しく社会参加ができるよう、町民、企業等と連携してバリアのないまちづくりを総合的に推進します。

また、年齢、性別、国籍、障がいの有無など人々が持つさまざまな違いを互いに認め合いながら、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するユニバーサルデザインの考え方を広め、福祉のまちづくりの実現に向けた取り組みを展開していきます。

【主な事業】

事業名	内容
公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進	既存の公共施設は予算面の制約もあるため、できる範囲から優先順位をつけて、改修や整備を行っていきます。 また、新しく建設する公共施設は設計段階からユニバーサルデザインの導入を図り、周辺道路等の歩行空間のバリアフリー化とともに一体的な整備に努め、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるように整備を進めます。
福祉のまちづくり計画の推進	ユニバーサルデザインの理念のもと、物理的、社会的、心理的側面からの環境整備を目指した福祉のまちづくり計画を推進し、横断的な施策の展開を行います。
バリアフリー調査の実施	障がい者団体参画のもと、障がいのある人の視点から施設の利便性、機能性を検証するバリアフリー調査を定期的実施します。調査結果を基に、施設の改修や整備を行います。

ユニバーサルデザイン研修の実施	年齢、性別、文化、身体状況などの属性や差異に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するユニバーサルデザインの概念について、行政が率先垂範するため、研修を実施し、画一的な接遇ではなく状況に応じた心配りができるよう「おもてなし」の心にあふれた接遇のレベルアップを目指します。
-----------------	---

2. 住宅・生活環境の整備

障がいのある人もない人も、すべての人々が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で安心して生活することができる地域社会を実現することが求められています。

【施策の方向】

県・中部圏域全体でグループホーム等の整備に取り組んでいくとともに、障がいのある人が安心して在宅で生活が送れるよう、既存住宅の住宅改修助成等を通して住宅のバリアフリー化を促進し、障がいのある人の住宅施策を推進します。

また、地区集会所や公民館のバリアフリー化に要する費用の一部を助成する小地域拠点集会所バリアフリー事業や、民間事業所のバリアフリー化を推進するバリアフリー環境整備促進事業などを推進し、生活環境の整備も進めていきます。

【主な事業】 第6章「第7期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
住宅のバリアフリー化の推進	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、年齢や障がいの特性に応じて、障がい福祉、介護保険制度を活用し、既存住宅のバリアフリー化を推進します。
グループホーム等の整備促進	家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホーム等の整備を県・圏域全体で促進します。 また住環境の充実と合わせて、地域作業所や地域活動支援センターの日中活動の場としての利用など、障がいのある人の地域生活を支えるような体制の整備検討を進めていきます。
バリアフリー環境整備促進事業	民間の建築主が町内の特定建物のバリアフリー化を促進し、利用性、安全性の向上を図る建築物の改修事業に対して補助をします。
小地域拠点集会所等バリアフリー事業	高齢者や障がいのある人が、安心して町内の地域交流ができる拠点づくりの一環として、集会施設のバリアフリー化を行う行政区に対して、補助対象経費100万円を上限に、2/3の一部補助を行います。

3. 道路・交通環境等移動手段の整備

障がいのある人の活動範囲を拡大するためには、安心して自由に外出できるまちづくりを進めていくことはもとより、円滑に利用できる交通環境の整備及び移動の手段の確保が重要となっています。

【施策の方向】

障がいのある人が活動範囲を広げ、よりアクティブな生活を実現できるよう、誰もが利用しやすい歩行空間の整備に努めます。

また、外出時の付き添いをするガイドヘルパーの派遣等移動支援を充実させ、障がいの特性に応じた支援の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容
歩行空間の整備	国（国土交通省）、県（県土整備局）と連携しながら、駅や公園、公共施設を中心とした地域の歩道を整備し、歩行者にとって安全で安心して歩ける歩道づくりに努めます。また、障がいのある人が積極的に社会参加するためにも歩道等における段差解消や車椅子等に配慮した移動経路の確保、さらにグレーチングの整備を推進し、バリアフリーの道づくりを目指します。
補装具支給制度の実施	障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ることを目的として、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完するために、補装具を支給します。
ハートフル駐車場の利用促進	障がいや高齢で歩行が困難な人、ケガや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが施設の専用駐車場を適切に利用できるよう、ハートフル駐車場利用証の交付を促進します。
移動支援の支援（再掲）	障がいのある人の外出を支援するため、ガイドヘルパー派遣事業を推進します。

【基本目標 5】 災害時・緊急時に安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震、西日本豪雨災害等での教訓を踏まえて、障がいのある人が日常時のみならず、災害時・緊急時にも安全で安心に避難できる支援体制を確立し、「災害に強い湯梨浜町」を推進していきます。

1. 日常における「支え愛活動」の推進

障がいのある人も含めて、誰もが地域で安全かつ安心に日常生活を過ごすことができるよう、見守り・声掛け活動の強化や防犯、防災情報の提供など、日常における「支え愛活動」の推進をしていきます。

【施策の方向】

地域住民が主体となって「支え愛マップ」の作成を通し、障がい者等の要配慮者に対して災害時だけではなく、平常時の見守り体制の強化に努めます。併せて民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など福祉ネットワークの強化を図ります。また、障がいのある人や高齢者等が悪質商法の被害にあわないよう、情報提供などを進めるとともに、緊急時の連絡体制等の確立に努めます。

【主な事業】

事業名	内 容
支え愛マップの普及、活用	支え愛マップの普及や活用を通して、障がいのある人、一人暮らし高齢者、要介護者など支援が必要な人の災害時の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り体制の確立などを推進していきます。
福祉マップの作成	民生児童委員協議会において、担当地区の障がいのある人、一人暮らし高齢者、要介護者などの支援が必要な人を地図に落とし込んだ福祉マップを毎年更新し、見守り・声掛け活動を行っていきます。
地域の見守り・支え合い活動の活性化	「基本目標1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進」に記載
緊急通報事業の利用促進と緊急時の連絡通報体制の整備	各家庭に設置している音声告知器を活用し、一人暮らしの高齢者や障がいのある人を対象に、緊急時にあらかじめ登録された協力者へメール等で通知をします。
消費者被害の予防啓発	悪質商法や特殊詐欺被害防止のための研修や中部消費生活センターによる出前講座や出張相談所を開催し、近年増加している消費者被害の発生及び拡大の防止を図ります。

2. 災害時支援体制の強化

災害に強い安全で安心な地域づくりを推進するためには、「自助」「共助」「公助」がキーワードとなってきます。大規模な地震、水害などの災害発生直後は、行政の対応能力をはるかに超える被害が予想され、住民と地域を守る自主防災組織の機能強化や底上げを行なっていく必要があります。

また、鳥取県中部地震の教訓を踏まえて、災害時の情報伝達体制、避難誘導、救護対策など災害のさまざまな場面において、さらに具体的に検討を進めます。

【施策の方向】

避難行動要支援者名簿の作成促進、災害時に機能する自主防災組織の育成強化など、共助力の強化を推進していきます。

併せて福祉避難所の整備や救護対策の推進、障がいのある人も参加する防災訓練の充実を図っていきます。これらの施策を総合的に推進し、多様な属性に対応し、すべての障がいのある人が安全に避難できるような防災体制の確立を進めていきます。

【主な事業】

事業名	内 容
避難行動要支援者名簿の作成促進	障がいのある人、高齢者など災害時に特に配慮を要する避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時にスムーズに避難できる支援体制の確立を図ります。
防災訓練の充実	町防災訓練や地域での訓練、要配慮者施設での訓練などを利用して、障がいのある人も含めた災害時の要配慮者の救助や救護に関する訓練の充実を図ります。
福祉避難所の整備体制の強化	圏域を越えた福祉避難所の受入体制の確保や災害の長期化を想定した避難所の整備について検討を推進していきます。また、町内避難所において、障がいの多様性に対応できるよう備品、器具等の整備を進めていきます。
自主防災組織の育成強化	災害時の避難誘導方法や協力連絡体制、自主防災体制を確立し、災害時に機能できるような実効的な自主防災組織の育成、強化を図ります。
高齢者等支援が必要な人への災害時の注意喚起	一人暮らしの高齢者等に対して、豪雨・豪雪などが予測される時に、地域包括支援センター職員が電話や訪問で注意喚起を行います。
災害ボランティアの養成(新)	社会福祉協議会が主体となり、災害発生時及び災害発生後に復旧活動や復興活動を支援する災害ボランティアの養成を推進していきます。
障がいのある人の防災・減災対策	地震等の災害時に、家具転倒による被害を最小限に抑えるための家具転倒防止器具の取付けなど、防災・減災対策について検討していきます。

第6章 第7期障がい福祉計画

1. 計画のあらまし

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和29年厚生労働省告示第116号 令和5年5月19日改正、以下「基本指針」とする）に即し、成果目標を設定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について数値目標を定め、各年度のサービス見込量及びその見込量を確保するための方策を定めるものです。

本町では、第7期障がい福祉計画を、第4期湯梨浜町障がい者計画における基本目標6「障がいのある人に対する地域生活の支援」に関する実施計画と位置付けています。

この計画を作成するにあたり、方向性となるべき基本指針において定められる成果目標は次のとおりです。

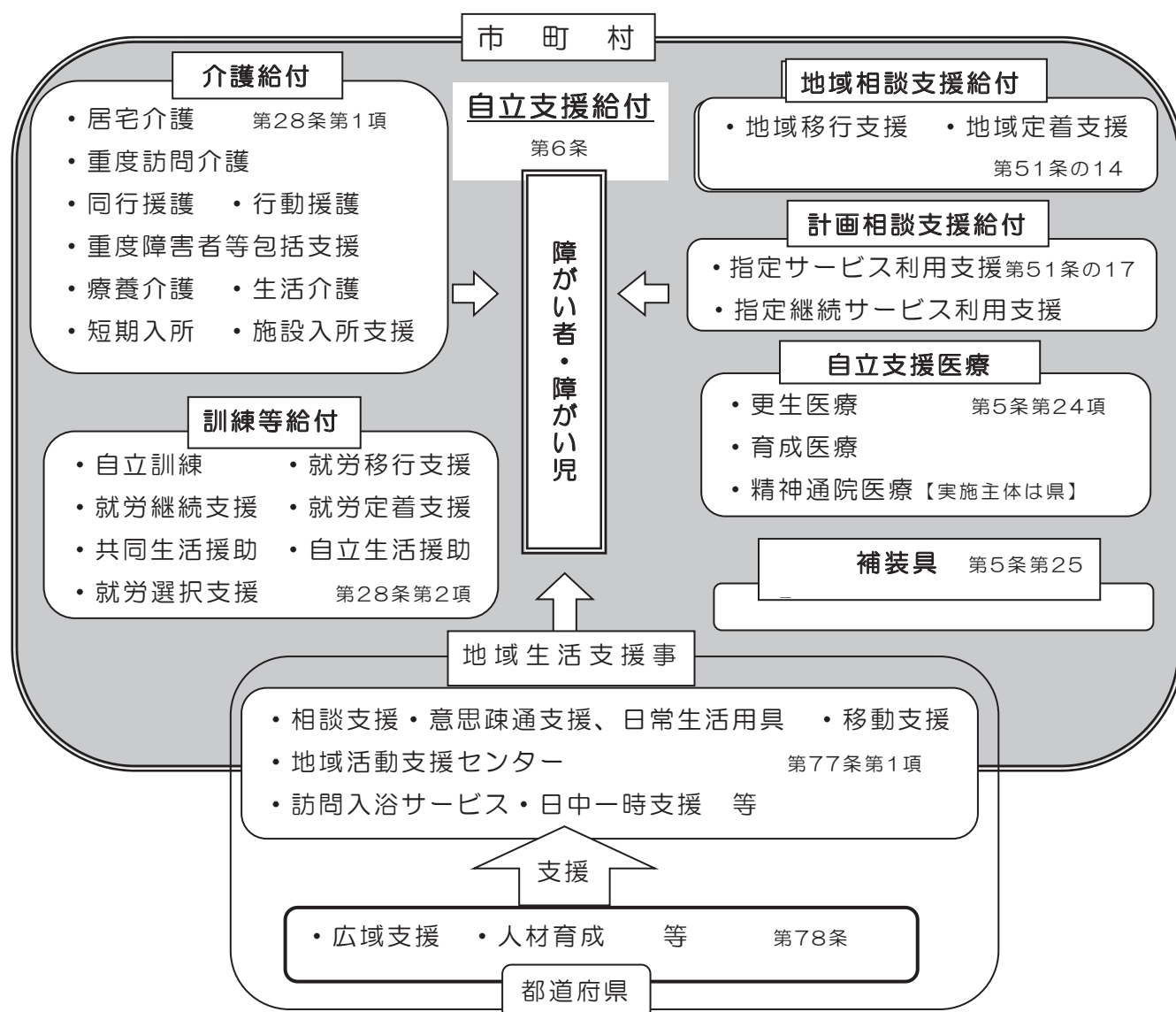
成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

- （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
- （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （3）地域生活支援の充実
- （4）福祉施設から一般就労への移行等
- （5）障がい児支援の提供体制の整備等
- （6）相談支援体制の充実・強化等
- （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第4期湯梨浜町障がい者計画の基本理念である「共に支え合う町民が主役のまちづくり」に基づき、障がいの有無や種別にかかわらず、すべての人が生き生きと自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービス及び相談支援の実施、地域生活支援事業等のサービス提供体制を整備し、施設や病院から地域生活へ移行するための支援体制の整備に計画的に取り組めます。

本計画では、第6期障がい福祉計画の各実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの各年度のサービス必要量と目標数値を設定します。

総合的な自立支援給付の体系



2. 第6期計画の実施状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域移行については、令和5年度末の福祉施設入所者数を令和元年度末から1人減の26人としていましたが、実績は27人で増減なしでした。また福祉施設から自宅やグループホーム等に移行をする人の目標数を2人としていましたが、実績は0人でした。

項目	令和元年度末 入所者数	目標	実績	備考
福祉施設入所者数	27人	26人	27人	
地域生活移行者数		2人	0人	

地域移行を促進するためには、関係機関と連携を密にし、地域移行後の支援体制の強化をするとともに、地域住民の障がいに対する一層の理解を推進していく必要があります。

また地域移行が困難な長期入所者については、当事者個々の課題について具体的に精査し、本人にとって最善の支援を図っていく必要があります。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、すべての市町村ごとに、長期入院者の地域移行に関し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置が目標とされています。

専門性が高く、人材確保の面で単町での設置が困難であるため、中部圏域障がい者地域自立協議会の部会内に協議の場を設置することにしました。

項目	目標	実績
市町村における保健医療、福祉関係者による協議の場の設置	中部圏域で設置	中部圏域障がい者地域自立支援協議会内に協議の場を設置準備

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和２年度末に中部圏域で整備した、地域生活支援拠点等が有する５つの機能（相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の充実のため、月１回開催される中部圏域障がい者地域自立支援協議会運営会議において、運用状況の検証、検討を行いました。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた検証及び検討	中部圏域で年１回以上実施	実施

（４）福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労の移行については、一般就労した者を、「一般企業に就職した者及び就労継続支援（Ａ型）事業の利用を開始した者」と定義し、令和５年度末までの目標と実績は下表のとおりです。

項目	令和元年度 移行者数	目標	実績
一般就労移行者	２人	５人	４人
就労移行から一般就労移行者数	１人	２人	０人
就労継続支援Ａ型から一般就労移行者数	０人	１人	１人

就労継続支援B型から一般就労移行 者数	1人	2人	3人
就労定着新事業利用者数	0人	1人	0人

本人の障がいの特性を考慮しながら、引き続き就労に必要な知識の習得や能力の向上について支援を行っていく必要がある一方、就労先においては障がいの特性やその支援についての理解を深め、合理的配慮の具体的実践を行っていく必要があります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

本成果目標の目標数及び実績については、第7章「第3期障がい児福祉計画」で実施状況を確認します。

（６）障害福祉サービス等の利用状況

※令和5年度は実績等から推計した暫定値

訪問系サービス

居宅介護

【第6期計画と実績】

（注）「時間/月」とは1か月あたりの延べ利用時間数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	50	680	52	710	54	740
実績	33	615	35	574	35	589

重度訪問介護

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	1	150	1	150	1	150
実績	0	0	0	0	0	0

同行援護

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	6	70	6	70	6	70
実績	6	10	6	13	4	15

行動援護

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	1	10	1	10	1	10
実績	0	0	0	0	0	0

重度障害者等包括支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスのうち、居宅介護については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、見込量に対し、利用者数、時間数とも実績が大きく下回りました。障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で不可欠なサービスであり、障がいのある人個々のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが今後も求められます。

日中活動系サービス

生活介護

【第6期計画と実績】

(注) 「人日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	43	800	44	820	45	840
実績	43	776	45	768	44	777

自立訓練（機能訓練）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	1	22	1	22	1	22
実績	0	0	0	0	0	0

自立訓練（生活訓練）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0

就労移行支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	6	50	7	60	8	70
実績	4	11	2	9	1	3

就労継続支援（A型）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	11	160	12	175	13	190
実績	12	168	14	219	16	265

就労継続支援（B型）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	62	1,150	64	1,170	66	1,190
実績	68	1,009	76	1,134	77	1,192

就労定着支援

【第6期計画と実績】

（注）「人/月」とは1か月当たりの利用者数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	0	1	1

実績	0	0	0
----	---	---	---

療養介護

【第6期計画と実績】

(注)「人/月」とは1か月当たりの利用者数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	4	4	4
実績	3	4	4

短期入所（福祉型）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	3	10	3	10	3	10
実績	10	7	15	7	12	7

短期入所（医療型）

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	3	18	3	18	3	18
実績	3	2	3	2	1	2

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所の日中活動系サービスのうち、身辺自立を目指した生活介護の利用は、ほぼ横ばいで推移しています。就労継続支援A型については、町内に事業所の開設があり、増加傾向が見られます。

居住系サービス

自立生活援助

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	1	1	1
実績	0	0	0

共同生活援助

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	20	20	20
実績	17	18	24

施設入所支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	27	26	26
実績	28	29	27

共同生活援助の利用は、町内に事業所の開設があり、大幅に増加しています。また施設入所支援については、国全体で地域生活への移行が求められていますが、顕著な減少はなく、ほぼ横ばいで推移しています。

相談支援

計画相談支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	34	36	38
実績	41	44	45

地域移行支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	2	2	2
実績	0	1	0

地域定着支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	1	1	1
実績	0	0	0

相談支援については、見込量を上回りかつ増加傾向にあります。現在すべての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者はサービス等利用計画の作成が義務付けられており、また、地域移行支援や地域定着支援についても地域移行を推進していく上でニーズが増大すると見込まれ、相談支援の担い手である事業者の確保と人材育成が喫緊の課題となっています。

（7）地域生活支援事業の利用状況

あいサポート運動の普及促進

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人）	見込量（人）	見込量（人）
見込量	100	100	100
実績	17	74	80

成年後見制度利用支援

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（件）	見込量（件）	見込量（件）
見込量	1	1	1
実績	0	2	3

手話通訳者・要約筆記者派遣

【第6期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	12	12	12
実績	6	7	6

日中一時支援事業

【第6期計画と実績】

(注) 「日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (日/月)	利用者数 (人)	見込量 (日/月)	利用者数 (人)	見込量 (日/月)
見込量						
実績		任意事業につき、活動指標（見込量）の設定なし				

日常生活用具給付等事業

【第6期計画と実績】

(注) 単位は年間当たりの件数

種目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件数/年(件)	件数/年(件)	件数/年(件)
介護訓練支援用具	見込量	2	2	2
	実績	2	2	4
自立生活支援用具	見込量	3	3	3
	実績	2	1	2
在宅療養支援用具	見込量	3	3	3
	実績	5	1	5
情報・意思疎通支援用具	見込量	4	5	6
	実績	9	5	5
排せつ管理支援用具	見込量	162	165	168
	実績	186	178	170
住宅改修費	見込量	1	1	1
	実績	0	0	1

移動支援事業

【第6期計画と実績】

(注) 「人日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	35	90	36	92	37	94
実績	17	65	16	55	15	50

地域活動支援センター事業

【第6期計画と実績】

(注) 「人日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	12	180	12	180	12	180
実績	8	96	7	77	6	72

その他の地域生活支援事業

名 称	現 状
相談支援事業	- 中部障がい者地域生活支援センターに相談業務を委託し、必要な情報提供等の支援を行い、障がいのある本人あるいは家族が気軽に相談できる支援体制を整備していきます。 - 家族会などとの連携を深めることにより、障がいのある人やその家族間の交流を図っています。 - 地域の障がい福祉において中核的な役割を果たしている中部圏域障がい者地域自立支援協議会では、福祉・就労・教育など障がいのある人の生活を支援するために必要な条件整備を進めながら、関係機関等との広域的な意見調整や情報交換を行い、圏域の地域課題解決に向けて取り組んでいます。
自動車運転免許取得・改造事業	- 免許取得事業は令和3年度1件100千円、令和4年度2件200千円、令和5年度2件200千円(見込)の実績です。 - 自動車改造事業は令和3年度1件200千円、令和4年度0件0千円、令和5年度2件230千円(見込)の実績です。
点字・声の広報等発行事業	- 希望者に対し町報と議会だよりを、それぞれテープやデイジー図書に録音したものを配布しています。 - 町立図書館に拡大読書器を設置しています。

3. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点における福祉施設入所者を令和4年度末から5%以上削減するとともに、令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上を自宅やグループホームなどの地域生活に移行することを目標とします。

項 目	令和4年度末入所者数	目 標	備 考
施設入所者数	25人	24人	令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点から5%（1名）以上削減
地域生活移行者数		2人	令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催と、協議の場の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施を定めることとされています。本町では、令和5年度中に、中部圏域で協議の場を設置し、中部圏域障がい者地域自立支援協議会の専門部会において、必要な施策の検討を行います。

項 目	実 績	目 標
協議の場の設置	有	有
開催回数	1回	1回
参加者数	10人	10人
目標設定・評価の実施回数	—	1回

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような多様な支援を切れ目なく提供できるシステムを構築するため、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制作り」の5つの機能を備えたものです。令和2年度末に中部圏域内の社会資源を共有・活用しながら、いわゆる「面的な体制」により機能の集約等を行う拠点等を整備しました。

基本指針では、拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。本町においては、中部圏域障がい者地域

自立支援協議会運営会議において、運用状況の検証等を継続します。また、協議会の関係部会において、強度行動障がいがある人への支援体制の検討を行います。

項 目	実 績	目 標
地域生活支援拠点の設置	1 か所	1 か所
コーディネーターの配置	—	2 人
検証・検討の実施回数	1 回	1 回

（４）福祉施設から一般就労への移行等

この目標は、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）などの事業を通して、一般就労への移行を促進するものです。国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行等について、下表の項目を目標としています。令和３年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績は２名でした。

項 目	令和３年度 実績	令和８年度 目標	備 考
一般就労への移行者数	２人	４人	令和３年度実績 の１.２８倍以上
うち就労移行支援利用者	０人	１人	令和３年度実績 の１.３１倍以上
うち就労継続支援Ａ型利用者	０人	１人	令和３年度実績 の１.２９倍以上
うち就労継続支援Ｂ型	２人	２人	令和３年度実績 の１.２８倍以上
就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者の 割合が５割以上の事業所	—	設定 なし	
就労定着支援事業の利用者数	０人	１人	令和３年度実績 の１.４１倍以上
就労定着支援事業利用終了後一 定期間の就労定着率が７割以上 となる就労定着支援事業所の割 合	—	設定 なし	

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

本成果目標を達成するために必要なサービス見込量等については、第７章「第４期障がい児福祉計画」において、活動指標として設定します。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和８年度末までに各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置するという目標が設定されています。

本町においては、中部圏域で設置している基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）と町との連携を密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項 目	目 標	備 考
基幹相談支援センターの設置	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会の各専門部会で実施

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

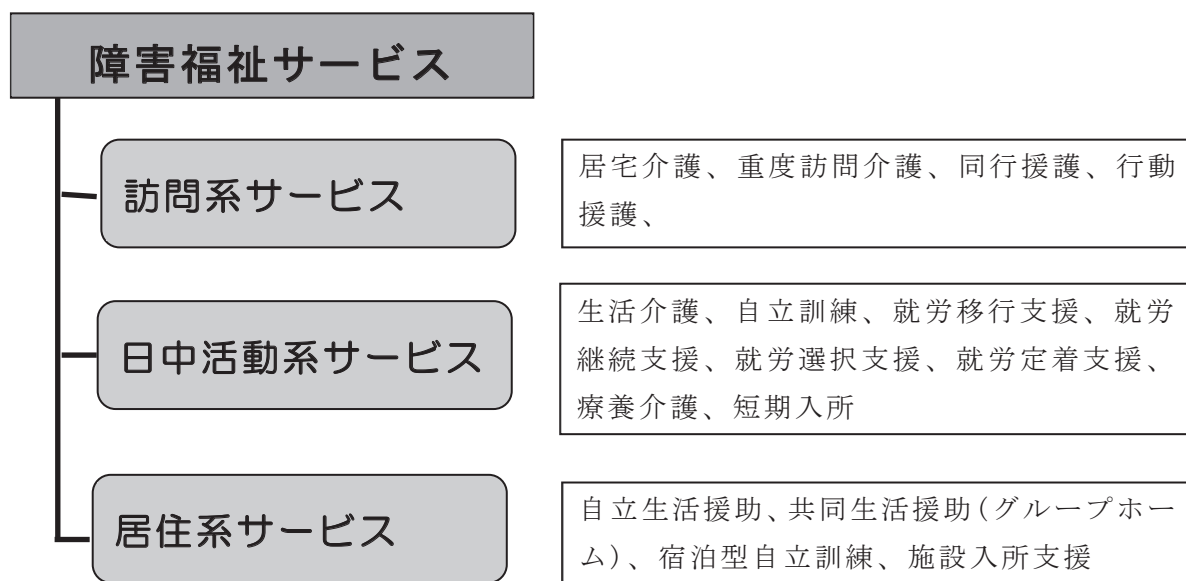
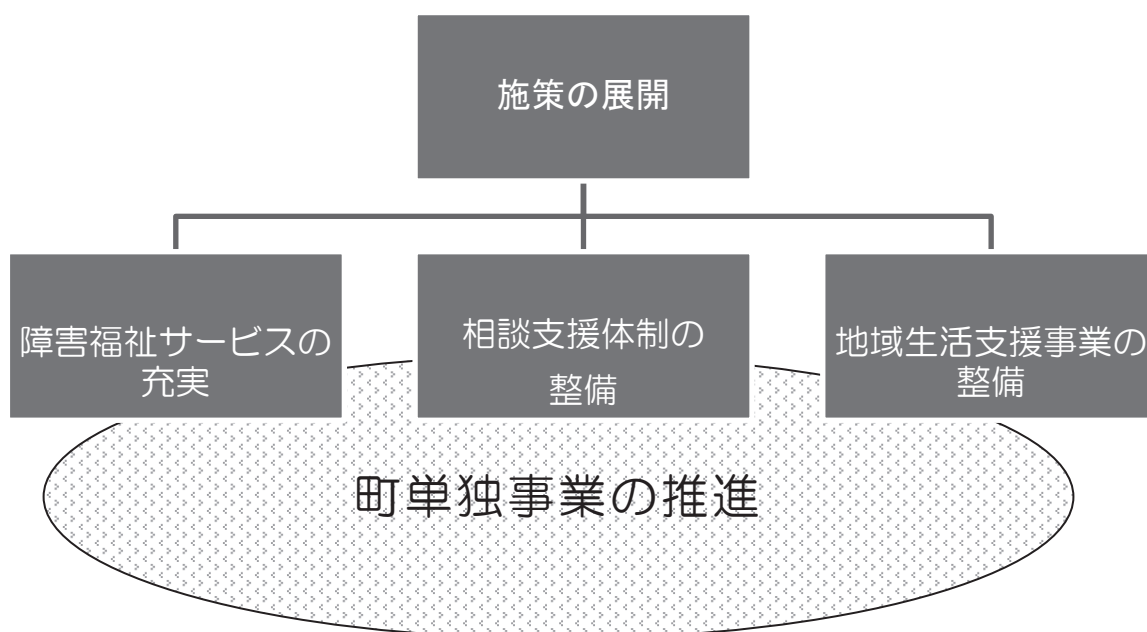
国の基本指針では、令和８年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するという目標が設定されています。

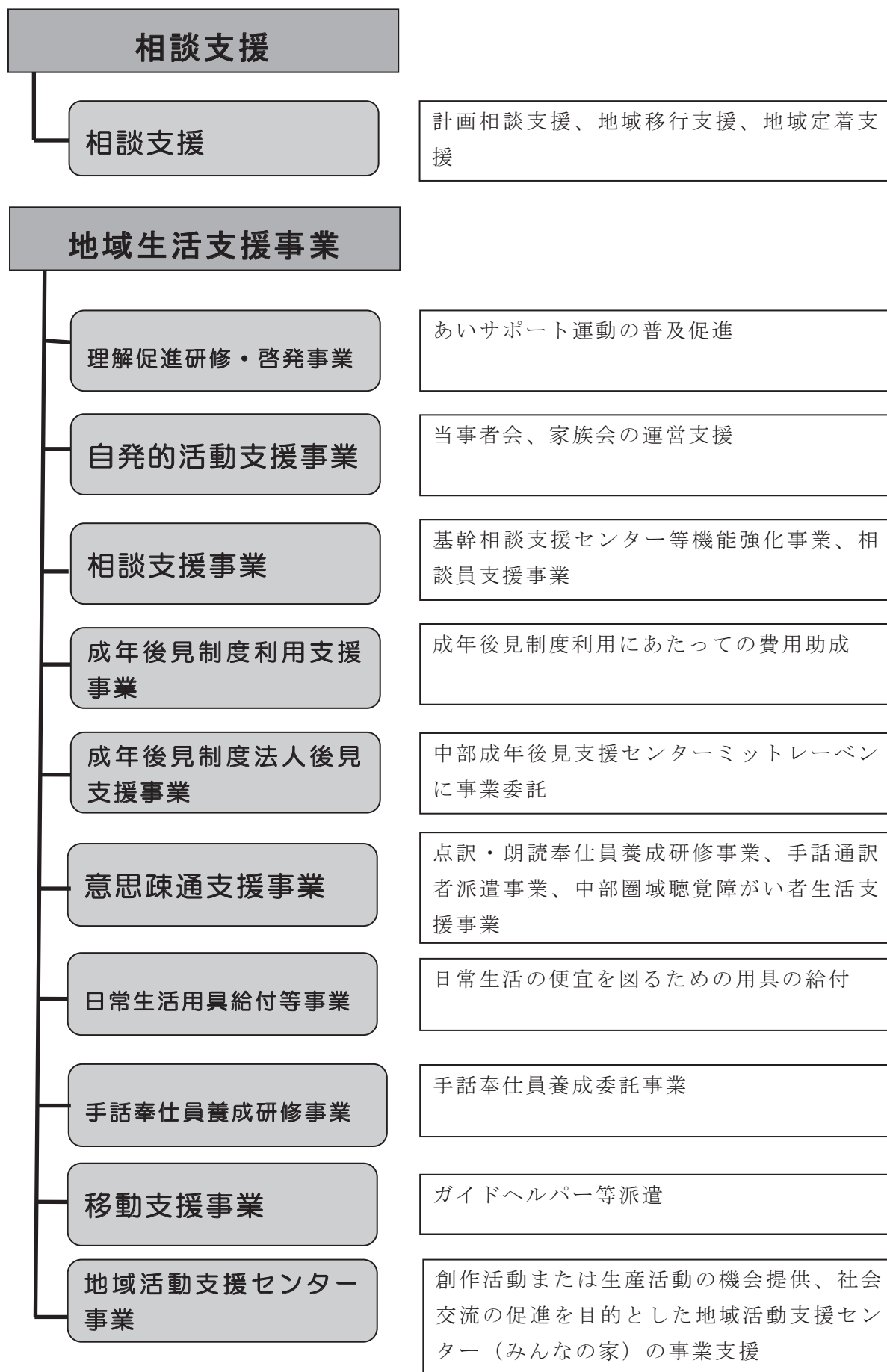
本町においては、基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）や中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい福祉担当者会等での研修や協議を継続し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の質の向上を図ります。

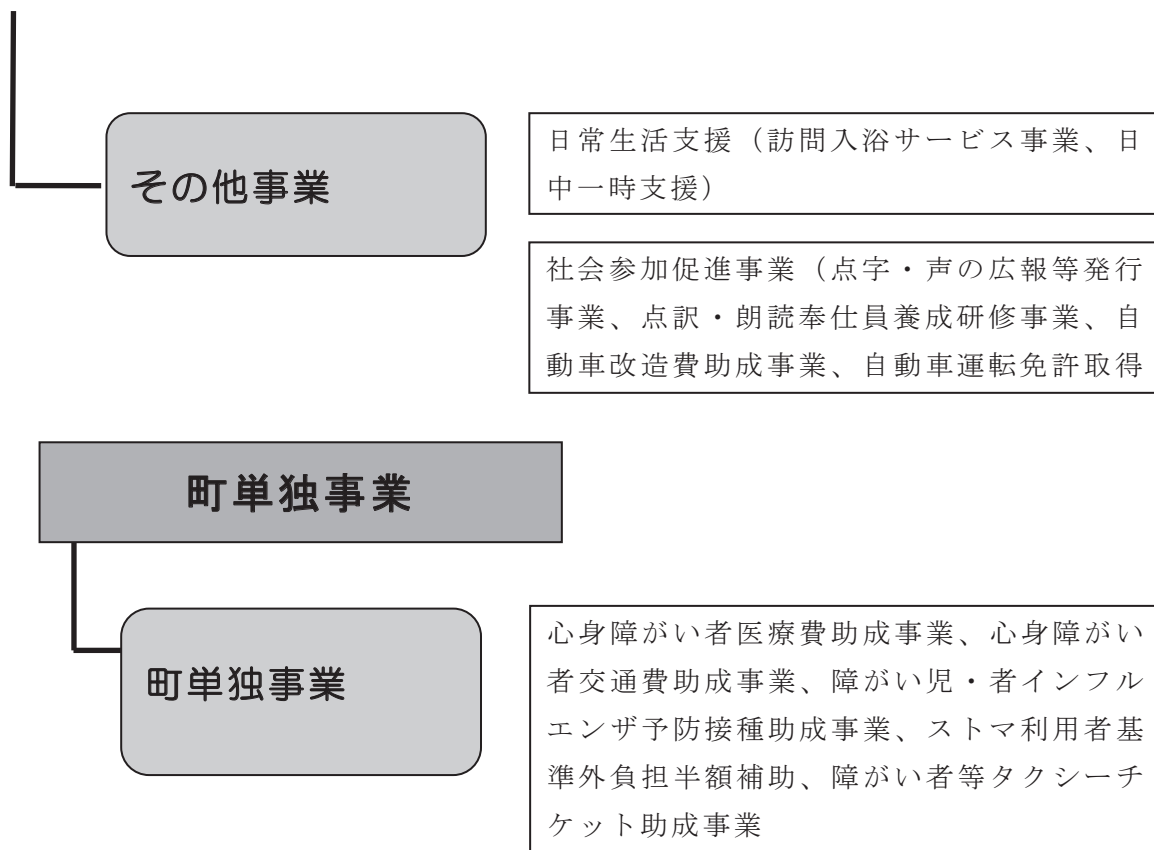
項 目	目 標	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を構築	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい福祉担当者会等で協議

4. 活動指標と施策

3で掲げた成果目標を達成するために、必要なサービスの見込量等を活動指標として定めるとともに、第6期障がい福祉計画での達成状況及び昨今の福祉動向を踏まえて、以下の施策を展開し、推進を図ります。







（１） 障害福祉サービスの充実

① 訪問系サービス

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

名称	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行介護	移動が著しく困難な視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の提供などを行います。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス等利用計画等に基づき、複数の利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	35	36	37	人/月
	590	610	630	時間/月
重度訪問介護	1	1	1	人/月
	140	140	140	時間/月
同行援護	6	6	6	人/月
	20	20	20	時間/月
行動援護	1	1	1	人/月
	10	10	10	時間/月
重度障害者等包括支援	0	0	0	人/月
	0	0	0	時間/月

【見込量を確保するための方策】

- 増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するため、ヘルパー等の担い手育成、サービスを提供する事業所の確保が必要です。サービス管理責任者研修などの研修の情報を積極的に発信していきます。また、サービスを提供する事業所の確保については、県と連携の上、介護保険制度におけるサービス提供事業者に新規参入を働きかけていきます。
- 行政、事業所、当事者団体などから構成される中部圏域障がい者地域自立支援協議会のサービス別部会において、事業者相互の連携を支援し、情報共有やニーズ集約を図っていきます。
- 障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために、あいサポート運動の推進など、地域住民の障がい理解の普及促進を図り、町障がい関係団体などと連携しながら地域の福祉力を生かした新たな介護力の創出を目指します。

② 日中活動系サービス

主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

名称	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。一定の支援が必要な身体障がい者又は難病患者に対しては機能訓練、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対しては生活訓練を行います。

就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇atype）とB型（被雇atype）があります。
就労選択支援	障がいのある人が希望や能力・適正に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援をします。令和7年10月開始予定のサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な人に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護ができない場合に施設へ短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。病院、診療所、介護老人保健施設で実施される「医療型」と障がい者支援施設等で実施される「福祉型」があります。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	45	45	45	人/月
	800	800	800	人日分/月
自立訓練 （機能訓練）	1	1	1	人/月
	22	22	22	人日分/月
自立訓練 （生活訓練）	1	1	1	人/月
	22	22	22	人日分/月
就労選択支援	－	1	2	人/月
	－	14	28	人日分/月
就労移行支援	5	5	5	人/月
	50	50	50	人日分/月
就労継続支援 （A型）	15	16	17	人/月
	225	240	255	人日分/月

就労継続支援（B型）	78	80	82	人/月
	1,170	1,200	1,230	人日分/月
就労定着支援	1	1	1	人/月
療養介護	4	4	4	人/月
短期入所（福祉型）	7	7	7	人/月
	15	15	15	人日分/月
短期入所（医療型）	3	3	3	人/月
	5	5	5	人日分/月

【見込量を確保するための方策】

- 日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や地域における社会参加を保障する場として不可欠であり、本町では特別支援学校を卒業した人や入所施設や病院から地域生活に移行した人、またひきこもりがちな人などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 就労支援事業の健全運営のためには、安定した需給体制の確立が求められています。障害者優先調達推進法に基づき、町が率先して発注の拡充を行うことで、各事業所の生産活動を下支えしつつ、受注拡大のための体制づくりの推進など、質と量の充実を図ります。
- 障がいのある人の社会参加を促進する上で、就労先の障がいへの理解を更に深めていく必要があります。就労を定着させるためには、障がい特性の理解だけでなく、具体的な合理的配慮の方法についても検討し、職場環境の整備をしていかなければなりません。本町では人権教育推進協議会（事業部会）の場において、一層の啓発を行っていきます。
- 特別支援学校から就労移行支援サービスへの移行については、学校、行政などの関係機関の連携は進んでいます。
一方で、入所や入院している人の移行については、個別の相談支援の中で最終的には就労に結びつくような的確なケアマネジメントを行っていく必要があります。相談支援専門員等の資質の向上を図るために、引き続き各種研修などの情報発信を行っていきます。
- 短期入所は、家族の介護負担軽減、レスパイトケアの浸透など、住民意識の変化、介護者の高齢化などで利用ニーズは高まっています。また中部圏域における医療型の受け入れは、事業者のサービス提供体制が、利用者ニーズに追いついていない現状があるため、中部圏域の地域生活支援拠点等を活用しながら、提供体制の拡充を進めていきます。

③ 居住系サービス

主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供するサービスをいいます。

名称	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回相談や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談・助言等を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄または食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助	1	1	1	人/月
共同生活援助	20	20	20	人/月
施設入所支援	26	25	24	人/月
地域生活支援拠点 ・拠点整備個所数 ・コーディネーター配置人数 ・検証、検討の実施回数	1	1	1	箇所
	1	1	1	人
	2	2	2	回/年

【見込量を確保するための方策】

- 施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを原因として、共同生活援助への需要は今後も高まっていくと見込まれます。また知的障がい者はケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者は単身生活に向けた短期的な利用が多くなっており、共同生活を好まず単身生活を望む場合もあるなど、障がいの特性に応じてニーズは変わってきます。こういった背景を踏まえて、今後の整備を検討していく必要があります。

- 中部圏域では、中部障がい者地域生活支援センターにおいて、居住サポート事業を実施しており、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行っています。個別案件に対して相談対応を行うとともに、将来を見据えた上でグループホームの整備促進や公営住宅等の社会資源の活用など、多様なニーズに対応した居住の場の確保を推進していきます。
- また、真に施設入所が必要な人も相当数いることから、適切なケアマネジメントにより施設待機が解消されるよう、圏域全体で関係団体と連携の上、取り組みを進めていきます。

（２）相談支援の整備

相談支援も障害福祉サービス的一种ですが、すべてのサービスの基礎となる重要なサービスのため、障害福祉サービスから独立して記述します。

事業内容としては、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

名称		サービスの内容
計画相談支援		障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談や援助などを行います。
	地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、障がいが原因で生じた緊急事態において必要な支援を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
計画相談支援	46	48	50	人/月
地域移行支援	2	2	2	人/月
地域定着支援	1	1	1	人/月

【見込量を確保するための方策】

- 相談支援は、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための基礎となる事業であるため、サービスの質と量を担保することが重要です。
- 計画相談支援は、すべての対象者のサービス等利用計画作成を完了しましたが、今後もニーズの増大が見込まれるため、事業所の確保は必要です。今後も県及び圏域と連携の上、新規事業所の参入を促進していきます。
- 中部圏域障がい者地域自立支援協議会の課題別部会の中で、相談支援の手法や支援技術の向上を図っていきます。また、サービスの中で出た問題について集約し、解決方法についての統一見解を共有することで、事業所間で供給するサービスに差異がないようにしていきます。
町が把握した課題については、運営会議や全体会において提起し、課題解決に向けて協議会が一体となって検討をしていきます。

（３）地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として義務付けられています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は地域性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

活動指標（見込量）については、事業実施していく上で数値化できる事業のみ設定することとします。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民に対して行う研修・啓発事業です。

名称	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、地域社会で共生していくための啓発を行います。本町では、県全体で取り組んでいる「あいサポート運動」の普及促進を実施します。

【事業の活動指標（見込量）】

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
あいサポート運動の普及促進	100	100	100	あいサポーターになった住民数

- あいサポート運動については、引き続き、地域、学校、事業所などを対象に実施していき、障がいに対する理解を深めていきます。
- 平成29年9月に施行されたあいサポート条例において、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるヘルプマークを導入し、着用している人に対して県民や事業者は必要な支援を行うこととなりました。今後は、ヘルプマークの普及促進も図っていきます。
- また、障害者差別解消法の施行、障害者法定雇用率の引き上げなどで事業所においても障がいがある従業員への配慮や環境整備が求められています。
町人権教育推進協議会と連携しながら、具体的な合理的配慮の方法など、実践に即した研修を行っていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

名称	事業の内容
自発的活動支援事業	当事者会、家族会の運営支援を行い、地域における自発的な取り組みを促進します。

- 当事者会、家族会の運営支援を、引き続き行っています。また地域住民等による地域における自発的な取り組みの推進にあたっては、民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進委員などの地域福祉関係団体と協働して、障がいのある人の地域における見守り活動の推進を図るとともに、社会福祉協議会が取り組んでいるボランティア養成事業の後方支援を行っていきます。

③ 相談支援事業

障がいのある人本人や障がいのある子どもの保護者、介護者などの相談に応じ、一般的な相談支援を行うものです。本町を含む中部圏域の1市4町は、中部障がい者地域生活支援センターに共同委託を行っています。

名称	事業の内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助

	などを行います。
基幹相談支援センター等機能事業	障がいのある人に対して、総合的、専門的な相談支援を実施するほか、地域の相談支援体制の強化や地域移行、地域定着の促進、権利擁護、虐待の防止などを推進し、地域における相談の中核的な役割を担います。中部圏域では中部障がい者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけています。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行っています。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に際して、申立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

名称	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない障がいのある人に対し、登記手数料、鑑定費用等の申立てに要する経費及び後見人の報酬の一部を助成します。

【事業の活動指標（見込量）】

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用事業	3	4	5	見込者数

- 成年後見制度については、後見人等の担い手不足や支援体制が確立できていないことが課題として挙げられます。障がいのある人だけでなく、高齢者に対するニーズも大きいため、地域包括支援センターと連携しながら、必要な人が制度を利用できるように制度周知を行っていきます。
- また、中部障がい者地域生活支援センター、中部成年後見支援センター「ミットレーベン」等との迅速で有機的な連携が必要です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用や育成を含めた法人後見の活動を支援します。また制度の対象者に、確実な制度利用につなげられるよう、ミットレーベン、地域包括支援センター（高齢者部門）との連携を強化していきます。

名称	事業の内容
成年後見制度法人 後見支援制度	本町を含む中部圏域の1市4町は、中部成年後見支援センター「ミットレーベン」に事業を共同委託しています。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、障がいのある人とその他の者を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

名称	事業の内容
手話通訳者派遣事業	意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者が、医療機関受診、会議、研修会に出向く際に、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字におこして伝える要約筆記者の派遣を行います。

【事業の活動指標（見込量）】

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	12	12	12	人/月

- 本事業については、本町を含む1市4町は鳥取県聴覚障害者協会に共同委託しています。
- 本町では鳥取県手話言語条例の趣旨の下、平成30年度より町が主催する各種イベントについて、手話通訳者を設置する方針を確認しています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担額は市町村が決定します。

名称	事業の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

【事業の活動指標（見込量）】

種目	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護訓練支援用具	2	2	3	件数/年
自立生活支援用具	3	3	2	
在宅療養支援用具	2	3	3	
情報・意思疎通支援用具	3	5	6	
排泄管理支援用具	170	180	186	
住宅改修費	1	1	1	

- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。また、適正な給付が受けられるよう、必要な予算確保に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

名称	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	日常生活を営むのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

- 本町では、鳥取県聴覚障害者協会に事業委託をしています。手話奉仕員の確保のため、町職員、住民に養成研修講座の案内を積極的に発信していきます。

⑨ 移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行います。

名称	事業の内容
移動支援事業	外出するのが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のため、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

【事業の活動指標（見込量）】

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	20	50	20	50	20	50

【見込量を確保するための方策】

- 見込量の確保を図ることはもとより、他事業の活用も検討していきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流促進等の便宜を供与します。

【事業の活動指標（見込量）】

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	8	160	10	200	12	240

【見込量を確保するための方策】

- 本町では、社会福祉協議会が運営している地域活動支援センター「みんなの家」を事業所指定しています。創作的活動、生産活動の場としてはもちろん、憩いの場や集いの場、ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場として、就労支援事業所や生活介護事業所等の利用が困難な方などが利用されています。重層的支援体制整備事業における相談支援の取組みにより、支援が必要な人の発見や情報提供に努め、センターの利用に繋がります。
- 今後も地域活動支援センターの役割を積極的に活かしていくために、事業者への支援を継続します。また、安定した事業運営を図るための予算確保に努めます。

⑪ 日常生活支援

障がいのある人が自立した日常生活を営むために、以下の事業を実施します。本事業は任意事業であるため、活動指標（見込量）は設定しません。

名称	事業の内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するた

	め、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

- 本事業は、地域の事情や利用者の障がい特性に応じて、柔軟に対応して実施する事業であり、在宅の障がいのある人やその家族等の生活の質の向上に寄与しています。

特に、日中一時支援事業は、障がいのある人の余暇活動の充実やその家族の日常介護の負担軽減と心身のリフレッシュに寄与し、年々ニーズが高まっています。

- 今後も、障がいのある人、家族等のニーズを把握し、必要な人に確実にサービスを届けることができるよう制度の周知に努めていきます。

⑫ 社会参加促進事業

障がいのある人が、趣味や余暇を通じて、生活を豊かにし、社会参加を促進するために事業を展開していきます。

本事業は任意事業であるため、活動指標（見込量）は設定しません。

名称	事業の内容
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等の方法により、自治体の広報や福祉情報などを定期的に提供します。本町では社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館に委託して、町報と議会だよりをテープに録音またはデイジー図書にして対象者に送付しています。
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。本町を含む中部圏域1市4町は、社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館に事業を共同委託しています。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人が社会活動や就労等において、自家用車を改造する際、その費用を助成するものです。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、新たに運転免許を取得する際の費用を助成するものです。

- 視覚に障がいのある人が、地域生活をする上で必要度の高い町行政などの情報提供を、今後も実施していきます。

- 社会参加に必要な自動車の改造や運転免許取得に対し助成を行うことで、障がいによるQOLの低下を防ぐ取り組みを行います。

(4) 町単独事業の推進

障がいのある人のニーズに応じ、その地域生活を支援するため、本町では以下の事業を展開しています。今後もニーズの多様化や時代の変化に応じて、柔軟に事業の見直しを行い、障がいのある人の地域生活での自立を図ります。

名称	事業の内容
心身障がい者医療費助成事業	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2級所持者に対し、保険診療医療費の自己負担額の1/2を負担し、健康の保持と生活の安定を図ります。
心身障がい者交通費助成事業	腎臓機能障がい者の人工透析のための通院や精神疾患者の通院や知的、精神障がい者等の作業所への通所に対し、交通費の1/2を助成し、生活の安定を図ります。
障がい児・者インフルエンザ予防接種助成事業	重度の障がい児・障がい者に対し、インフルエンザ予防接種費の一部を助成します。費用の一部を助成することで接種率を高め、インフルエンザの発症を防ぎ、発症した際の重症化を予防します。
ストマ利用者基準外負担半額補助	ストマ用装具について、基準額を超えた金額についてかかった費用の半額を助成します。
障がい者等タクシーチケット助成事業	運転免許のない重度障がい者の日常生活の利便と社会参加の促進のため、タクシー料金の一部を助成します。

(5) その他の見込量について

国の基本指針に基づき令和5年度実績値をもとに、令和8年度までの目標を次のとおり設定します。

① 発達障がい者等に対する支援

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	3	3	3	人/年
	3	3	3	
ペアレントメンターの人数	3	3	3	人/年
ピアサポートの活動への参加人数	5	7	10	回/年

② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12	人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	回/年
精神障がい者の地域移行支援利用	2	2	2	人/年
精神障がい者の地域定着支援利用	1	1	1	人/年
精神障がい者の共同生活援助利用	16	16	16	人/年
精神障がい者の自立生活援助利用	1	1	1	人/年
精神障がい者の自立生訓練（生活訓練）利用	1	1	1	人/年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有無
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20	20	20	件/年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	20	20	20	件/年

基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20	20	20	件/年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1	1	1	回/年
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	有	有	有	有無
	2	2	2	回/年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事業	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3	3	3	人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無と実施回数	有	有	有	
	1	1	1	回/年

第7章 第3期障がい児福祉計画

1. 計画のあらまし

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画です。

本町では、第3期障がい児福祉計画を、第4期湯梨浜町障がい者計画における基本目標7「社会で生きる力を高める支援の充実」に関する実施計画と位置付けます。

本計画では、障がいがある子どもへのサービス等の提供体制の確保に関して、令和8年度を目標年度とする成果目標を定めます。この成果目標は、第7期障がい福祉計画と同様に基本指針に基づき設定し、必要なサービスについて数値目標を定めるものです。

障がいのある子どもへの支援の推進については、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮の上、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが重要です。このため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援が提供できるよう地域支援体制を確立していきます。

また、併せて障がいのある子どものライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の確立も目指します。

さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「地域の宝」として共に成長でき、社会参加できるような包容的な地域社会の形成を目指していきます。

2. 第2期計画の実施状況

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては令和6年2月現在未設置であるため、第3期計画で中部圏域での設置を目標に定めます。保育所等訪問支援については中部圏域で6カ所の事業所が実施しています。町内においては、サービス利用者が増加傾向にあるため、障がいのある子どもが適切な支援を受けることで安心して地域で過ごせるように、体制を一層強化していく必要があります。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

県では、難聴児支援の中核的機能を有する拠点として、センターを1か所設置しています。引き続き、新生児聴覚検査から発達支援につなげるように連携体制の構築に向けた取り組みを進めていきます。

（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成２４年４月に児童発達支援事業所については１か所、放課後等デイサービス事業所も同様に１か所県中部圏域内にあります。

重症心身障がい児への支援にあたって、管内の支援体制の現状及び利用者のニーズを把握しながら本人にとって最善の支援をおこなう必要があります。

（４）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

中部圏域障がい者地域自立支援協議会にて医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会を設置し医療的ケアを要する子どもの現状や課題を把握しています。今後も継続してニーズの把握や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保についての検討をしていきます。引き続き、医療、福祉、教育など関係機関と連携しサービス提供を行っていきます。

また、県において令和４年６月に鳥取県療育的ケア児等支援センターが設置され、中部圏域には相談窓口が１カ所開設し、相談支援を行っています。

（５）障がい児福祉サービス等の利用状況 ※令和５年度は実績等から推計した暫定値

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【第２期計画と実績】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	6	18	7	21	8	24
実績	4	18	9	40	9	22

② 医療型児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うとともに治療を行います。

【第２期計画と実績】

区分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	6	12	7	14	8	16
実績	4	5	3	4	3	4

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【第2期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	37	185	42	210	47	235
実績	48	342	48	425	46	439

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第2期計画と実績】

区分	令和3年		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	6	18	7	21	8	24
実績	3	4	3	5	7	12

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。

【第2期計画と実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	1	5	1	5	1	5
実績	0	0	0	0	0	0

⑥ 障がい児相談支援

障がいのある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成等を行うものです。

【第2期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
見込量	10	12	14
実績	14	17	21

- ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
医療的ケア児が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

【第2期計画と実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
見込量	1	1	1
実績	1	1	1

3. 成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

基本指針により児童発達支援センターを中核として、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制の整備をするとともに、地域の障害児支援体制の充実を図ることが必要です。障がいのある子どもの特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進し、家族への相談援助等きめ細やかな対応を図っていきます。

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	実施	令和8年度末までに県中部圏域で1か所の実施

(2) 地域社会への参加、包容(インクルージョン)の推進体制の構築

地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進することが重要であるため、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所の保育所等訪問支援を活用しながらインクルージョンを推進する体制を構築します。障がいの有無にかかわらず全ての子どもが身近な地域で育つ環境整備を進めていきます。

項 目	数 値	備 考
保育所等訪問支援等を利用したインクルージョンを推進する体制の構築	実施	令和8年度末までに県中部圏域で実施

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することとされています。県中部圏域内にあり、今後も引き続きサービス提供の体制を維持します。

項 目	数 値	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	実施	県中部圏域で1つの実施
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	実施	県中部圏域で1つの実施

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

基本指針により、医療的ケア児に適切な支援を行うことができるよう、ニーズ及び現状の支援体制を把握するため、令和8年度末までに各都道府県、各圏

域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。本町では、平成30年度より中部圏域障がい者地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会を設置しており、今後も引き続き協議体制を維持します。

さらに、関連分野の支援の調整や、個々の発達段階に応じた発達支援等を行う、医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和8年度末まで継続して配置し、関係機関と緊密に連携し、一貫した切れ目のない支援を目指します。

項 目	数 値	備 考
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場	実施	令和8年度末までに県中部圏域で1つの設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和8年度末までに1人の配置

4. 活動指標

3で掲げた成果目標を達成するために、必要なサービスの見込量等を活動指標として設置します。見込量にあたっては、実績、今後の事業の方向性等を勘案して算出しています。サービス見込量を確保するため、関係機関と連携してサービス提供の体制を構築していきます。

(1) サービスの内容と見込量

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。※令和6年4月から福祉型、医療型が一元化されます。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	12	13	14	人/月
	36	39	42	人日分/月

利用者数は年間1人増加し、利用量は1人が1月当たり3日利用することを想定しています。

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
放課後等デイサービス	47	48	49	人/月
	423	432	441	人日分/月

利用者数は年間1人増加し、利用量は1人が1月当たり9日利用することを想定しています。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。訪問先施設スタッフに対して、支援方法等の指導を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育所等訪問支援	7	8	9	人/月
	14	16	18	人日分/月

利用者数は年間1人増加し、利用量は1人が1月当たり2日利用することを想定しています。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、日常生活における専門的な支援等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人/月
	5	5	5	人日分/月

平成30年度から令和5年度まで利用者がいなかったため、第3期も引き続き第1期通りの目標設定とします。

⑤ 障害児相談支援

障がいのある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、意向を踏まえながらサービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成等を行うものです。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい児相談支援	17	20	23	人/月

過去3か年平均より初年度を17人とし、それ以降は年に平均3人増加することを想定しています。

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
コーディネーターの配置	1	1	1	人

令和8年度までに継続して1人を配置することを想定しています。

5. 子ども・子育て支援事業等の利用ニーズについて

障がいのある子どもが地域で健やかに成長するためには、障がい児福祉施策のみならず、一般施策である子ども・子育て支援事業の有用性を高める必要があります。

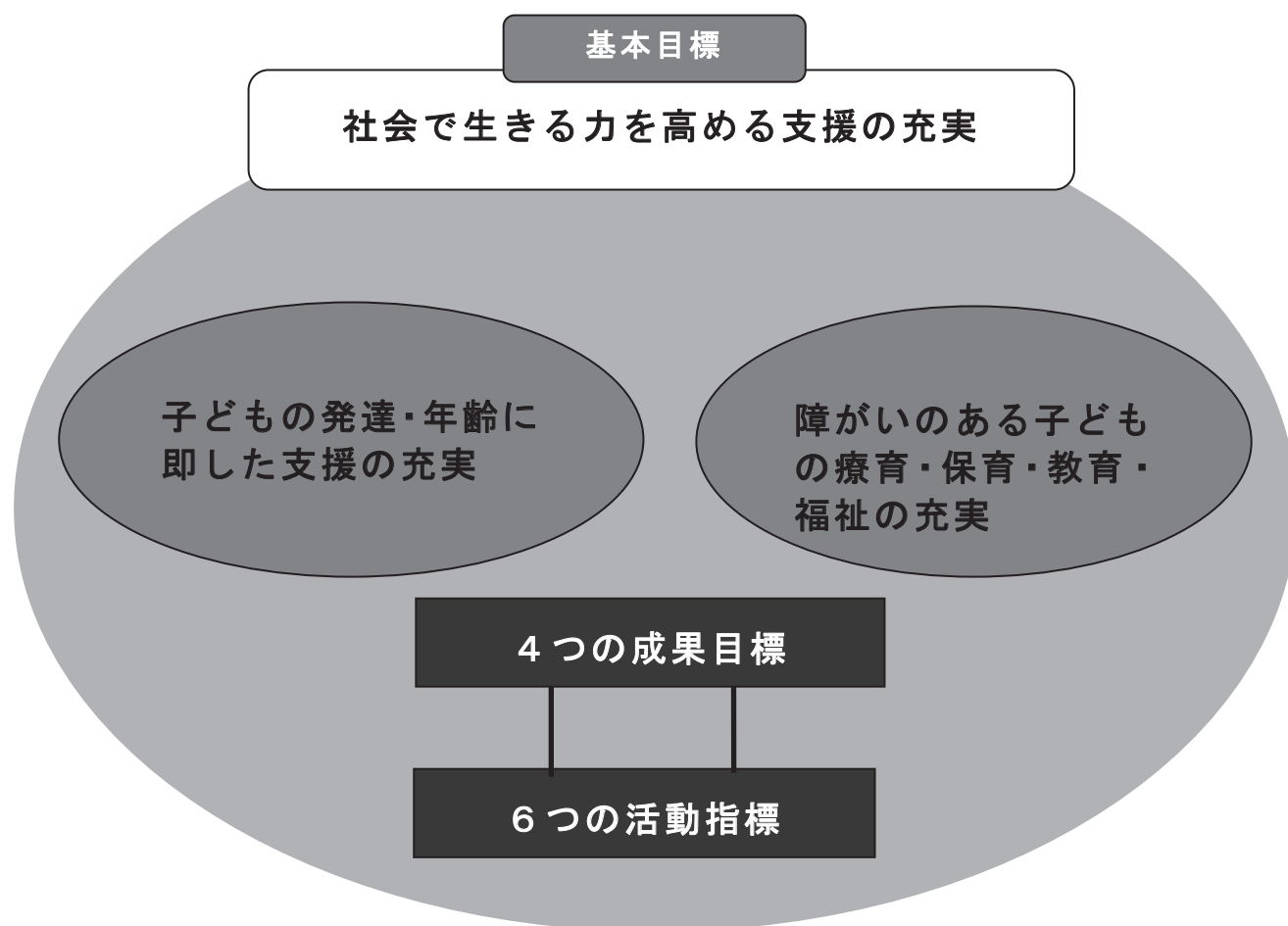
ここでは、当該事業の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの地域資源において、定量的な目標を設置し、もって障がいのある子どもの受入れの体制整備を行います。目標については3カ年の実績を参考に設定しています。

※令和5年度は実績等から推計した暫定値

区分	定量的な数値(実績)			定量的な数値(見込)			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号認定	2	2	2	2	2	2	人
第2号認定	23	28	26	28	28	28	
第3号認定	0	0	0	1	1	1	
放課後児童クラブ	16	14	17	18	19	20	

- 第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）
満3歳以上から小学校就学前の教育のみを受ける子どもが利用します。
- 第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）
保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの子どもが利用します。
- 第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園）
保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な子どもが利用します。
- 放課後児童クラブ
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

6. 施策の展開



(1) 子どもの発達・年齢に即した支援の充実

子どもの発達に応じて、必要な療育や保育、医療が受けられるよう、障がいの早期発見、早期支援の充実に努めます。子どもへの支援とともに、出産前からの情報提供や相談体制の整備といった保護者への支援も行っていきます。

【施策の方向】

平成29年度に妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを開設しました。発育、発達に気がかりのある乳幼児などについては、子育て応援プランを作成し、母と子に対してきめ細やかな支援を行っています。

妊娠中の保護者を対象にした「プレママ広場」「ゆりはまお産塾」や、産後の保護者を対象とした「赤ちゃん広場」「ハイハイ広場」などの相談教室、さらに赤ちゃん訪問、乳幼児健診、24時間体制で電話相談に応じる「ゆりはますこやかライン」、母子手帳アプリ「母子モ」を通じたオンライン相談など、

子育てに関する情報提供や相談に応じています。また、1歳半からこども園入園までの発達が気になる子どもとその保護者を対象に「親子のびっこ教室」の開催や、各こども園では関係機関と連携して、相談訪問や年長児訪問を計画的に実施する等発達支援体制を充実させています。児童福祉法改正に伴い、今後子ども家庭センターを設置し、今までの母子保健機能に児童福祉機能を併せて一体的な相談支援体制の充実を図り、今後も継続して子どもの健全育成を図っていきます。

乳幼児期は、さまざまな認知機能、社会性、情緒の発達など、その後の社会参加の基盤を形成する重要な時期であることから、母子保健を中心に、医療、保育、障がい福祉等の関係機関と連携を取りながら、子どもの障がい特性に応じた総合的な支援システムの確立を目指します。

事業名	内 容
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠・出産から育児まで、切れ目ない支援のワンストップ拠点として妊娠期、産後の母子の心身のケアや育児のサポート、子育て応援プランの作成など、総合的な相談支援を行います。
保護者に対する支援	第4期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進（妊産婦に対する支援）」に記載
乳幼児に対する支援	第4期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（妊産婦に対する支援）」に記載
気づきから支援につなげる早期療育体制の強化	第4期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（早期療育体制の強化）」に記載
加配保育教諭等の配置	加配保育教諭等を配置し、個々の子どもの障がい特性にあったきめ細やかな保育を実施します。
特別な支援を要する子どもの保育の充実	発達障がいに関する専門性を高めるため、研修の充実を図ります。また、専門機関による助言指導、巡回相談などを通じて障がいのある子どもの保育の充実に努めます。

（２） 障がいのある子どもの療育・保育・教育・福祉の充実

特別な支援が必要な子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活できるよう、障がい種別や程度、能力、適性等に応じた適切な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、療育・保育・教育・福祉等の各分野が連携し、一貫性のある支援体制の確立を行います。

① 障がいのある子どもの教育の充実

特別な支援が必要な子どもの状況に応じた特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育の推進により、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し助け合

って生きていく心を培う教育を推進します。

【施策の方向】

障がいのある子どもたちの社会参加と自立を促進するため、障がい特性に応じて、一人一人の能力・個性等を最大限伸ばす特別支援教育の充実を図ります。LD（学習障害）やADHD（注意欠如・多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）など、多様な障がいのある児童生徒に対して最適な教育的支援を進めていくため、教職員の指導力の向上に努めます。

障がいを理解し互いを尊重し支え合う心を育むため、交流教育、福祉教育の推進を行います。

併せて、障がいの特性に応じて、学校施設、教育環境の整備にも努めていきます。

【主な事業】

事業名	内容
特別支援教育の充実	こども園、保育園、小学校、中学校間で継続した支援体制を整備し、保護者や外部機関（教育・医療・福祉）と連携しながら、個々の児童生徒の状況等に応じた適切な指導を充実します。
就学相談、教育相談の充実	外部機関（教育・医療・福祉）との連携を図るとともに、保護者との信頼関係づくりおよび個々の障がいの実態に応じた就学についての情報提供を行うなど、適正な就学指導を推進します。
教職員の専門性向上	特別支援教育の向上を図るため、特別な教育的支援を必要としている子どもに関する知識や配慮事項・方法等についての理解を深める研修を推進します。
交流教育、福祉教育の推進	校内で特別支援学級についての理解学習を推進するとともに、学校教育全体の中で、互いの理解を深める交流教育、福祉教育を推進していきます。
学校生活において介助が必要な児童生徒への学習参加の支援	学校生活の中で、介助が必要な障がいのある児童生徒に対して、学習機会の保障や学習参加への支援を図るため、児童生徒支援員の配置の充実に努めます。
学校施設の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障がいの特性や状況に応じて、設備や備品の整備に努め、バリアフリー対応を行います。
特別支援教育就学奨励費の支給	障がいのある児童生徒が、小中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助を行います。

② 日中活動の確保

障がいのある子どもたちが地域で伸びやかに生活できるよう、放課後や学校の長期休暇中の日中活動の場を確保することが求められています。障がいの早期発見・早期療育とともに、放課後や休日などにおける日中活動の場を確保し、保護者の就労支援や一時的な休息の確保を図ります。

【施策の方向】

障がい児支援施策の充実を図る一方で、放課後児童クラブなどの一般施策において、障がいのある子どもの受入れを進めることで地域社会への参加を推進していきます。

【主な事業】

事業名	内容
放課後児童クラブの充実	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる障がいのある子どもの健全育成のため、放課後児童クラブの充実を図ります。
放課後デイサービスなど障害児通所支援事業の充実	小学生から高校生までの障がいのある子どもが授業終了後や長期休業等に利用し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他必要な支援を行う放課後デイサービス事業など、障害児通所支援事業の充実を図ります。
日中一時支援事業の促進	障がいのある子ども等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある子ども等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

③ 卒業後の進路支援の充実

障がいのある子どもとその保護者が安心して適性や希望に応じた進路が選択できるように、卒業後の進路対策を推進していきます。

【施策の方向】

卒業から社会生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉・教育・労働等の連携をより一層強化しながら、一人一人に応じたきめ細やかな卒業後の進路支援の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	内容
就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり	障がいのある子どもの力を伸ばし、可能性を引き出すため、特別支援学校等に在学する学生の希望や現状を把握し、資源の確保に努めます。また学校、職場・施設等が連携したフォローにより、障がいのある子どもの社会参加を促進します。
学校から社会、地域への円滑な移行	学校から職場、地域といった移行期での不安や課題に対し、適切な助言や指導を行うため、相談支援体制

	の充実を図ります。就労移行支援や就労定着支援を組み合わせ、伴走型のきめ細やかな支援を行います。
教育・福祉・労働の連携の強化	障がいのある子どもの社会的自立に向けて、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、各機関の役割分担を明確にし、個々のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行っていきます。

第8章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 全庁的な推進体制

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど関係課等との連携をより一層強化するとともに、一体となって体系的、効果的に施策を推進します。

(2) 関係機関・団体との連携

障がいのある人に対する各種サービスの充実を目指し、福祉・保健・医療はもとより、教育・労働などそれ以外の分野に関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制のもとに計画を推進します。

その中で「相談支援事業」を効果的に実施するためには、地域における障がいのある人を支えるネットワークの強化が不可欠であることから、中部障がい者地域生活支援センター等との連携を図り、中立で公平な相談業務を展開するほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

(3) 住民との協働による地域福祉の推進

障がい福祉をはじめ、これからの福祉においては、公的サービスが行き届きにくい領域を住民が手助けすることによって、支援が必要な人が制度の狭間に陥ることなく、安心して暮らすことができるよう、住民と行政が協働する地域福祉の仕組みを構築することが求められています。

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、住民の自主的な活動を広げていくとともに、行政等で解決できない問題については、地域や支援者等で助け合っていく地域福祉の推進を図ります。

共に支えあう 町民が主役の まちづくり

自助：障がいのある人

合理的配慮に基づく

- ・ 自己決定や自立した活動
- ・ 社会のあらゆる分野の活動参加

連携・協力、一体となった取り組み

共助：地域、支援者

- ・ 障がいの正しい理解と必要な支援の提供
- ・ 地域の情報や資源の有効活用
- ・ 互いを支え合う地域づくり

公助：行政

- ・ 障がいの理解について普及・啓発
- ・ 障がいのある人やそれを支える人への支援体制の基盤整備
- ・ 地域のニーズを踏まえた政策形成と推進

2. 計画の進行管理

この計画の具体的な事業の展開については、湯梨浜町総合計画の実施計画の中で実施していきます。

また、本計画を着実に推進していくため、町障がい者地域自立支援協議会において事業の進捗状況の把握、点検をしていきます。さらに、必要に応じて障がいのある人および関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。

3. 行財政の効率的運用

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年です

が、この間にも景気の動向や住民のニーズの変化、財政事情の変化などの社会経済状況の変化が予想されます。

このため、今後増大する福祉ニーズに的確に対応するため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効果的・効率的な事業展開を図ります。

また、障がい福祉関連法の動向や医療保険、年金、介護保険などの社会保障制度の見直しなど国の動向を見極めながら弾力的な運用を行うよう努めます。

用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

【アフターフォロー】

一般的には商品やサービスなどを購入した顧客に対して、問い合わせや相談などを受け付けたりする企業のサービスや活動のことをいいます。

福祉において用いるときは、支援の過程において支援終結後も利用者の状態によって引き続き対応する活動を指します。

【医療的ケア児】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子どもを指します。

【NPO】

NPOは、Non Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、営利を目的とせず、政府から独立し、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っている民間組織の総称をいいます。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【オストメイト】

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障がいを負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人口膀胱の排せつ口（ストーマ）を増設した人のことを「オストメイト」と呼んでいます。

か行

【共生社会】

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

【QOL(クオリティ・オブ・ライフ)】

Quality Of Life の略で、生活の質を意味します。

【グループホーム】

グループホームは、障がいのある人が数人集まり、同居もしくは住居の近くに居住する世話人から食事や掃除といった日常生活上の支援や相談などにより、地域で自立して共同生活することであり、知的障がい者のグループホーム、精神障がい者のグループホームがあります。福祉ホームは、住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行なうものです。

【グレーチング】

道路の排水路にかける蓋としてよく見かける、鋼材を格子状に組んだ溝蓋のことをいいます。格子の隙間に、車いすやシルバーカー、ベビーカー、ハイヒールがはまり込む危険が多くなったことから、はまり込まないように格子を細くしたり形状を変えたりする対策品が販売されています。

【ケアマネージャー】

正式には介護支援専門員といい、福祉や保健医療の分野での実務経験がある人が取得できる公的資格です。要介護者または要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるように介護サービス計画を作成したり、市区町村、サービス事業者等との連絡調整を行ったりします。

【ケースワーカー】

身体上や精神上などの理由により、日常生活を送るうえで様々な困りごとを持つ地域住民の「相談支援業務」に就く人のことをいいます。

福祉事務所の職員のほか、児童相談所や老人福祉施設、病院などの相談員として働く職員もケースワーカーと呼ばれることがあります。

【ゲートキーパー】

直訳すると「命の門番」。自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげて、見守る)

を図ります。

【権利擁護】

認知症、知的障がい、精神障がい等があるため判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業です。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできます。

【高次脳機能障がい】

交通事故や脳血管疾患（脳卒中など）により、脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語・感情などの機能に障がいを抱え、生活に支障をきたすことをいいます。

さ行

【災害時要援護者】

従来、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など災害時に自力で避難することが困難な人は「災害時要援護者」と表記されてきました。平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、要配慮者のうち、自力で避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保をするため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と定義されました。

【支え愛マップ】

平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、地域の支援が必要と考えられる人とその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のことをいいます。鳥取県では支援を必要とする人に対する平常時の見守り体制や災害時の避難支援の仕組みを作ることを目的とし、住民組織等が主体となった支え愛マップの作成を推進しています。

【ジョブコーチ】

職場適応援助者の別称で障がい者のある人の就労に当たり、障がいのある人、事業主及び当該家族に対して、職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職を指します。

【成年後見人制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。このうち、任意後見制度は、高齢者が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分の任意後見人（代理人）を選任することができる制度です。任意後見人は将来、依頼人の判断能力が低下したときに、先に結んだ任意後見契約の内容に基づき、依頼人の財産管理や介護、医療に関する手続きを行うことができます。任意後見契約は公正証書で作成し、職務が行えるのは、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見人監督員を選任してからです。

た行

【地域包括支援センター】

設置主体は各自治体。保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護のほか福祉、健康、医療など様々な分野から、高齢者とその家族を支える機関です。

【デージー図書】

Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな(利用しやすい)情報システム」と訳されています。

視聴覚に障がいがある人や普通の印刷物を読むことが困難な人のために、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をします。点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループで録音図書が作成され、貸出されています。

【特別支援教育】

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

【ニーズ】

一般的には「必要」「要求」と訳されますが、福祉においては、利用者やその家族の希望や生活の全体像を把握するためにさまざまな情報を収集・分析することによって、抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことをいいます。

【ノルディックウォーク】

北欧発祥の運動で、始まりはクロスカントリースキーの選手が夏の間の体力強化トレーニングとして行っていたスキーウォークです。2本のポール(ストック)を使用しての歩行運動は効果的な有酸素運動として、下半身だけでなく、腕、上半身の筋肉などを全身を使うエクササイズとなります。湯梨浜町では住民の健康づくりの一環として、町全体で推進しています。

は行

【発達障がい】

注意欠陥多動性障害(ADHD、AD/HD)・学習障害(LD)・自閉症、アスペルガー症候群を含む自閉スペクトラム症(ASD)などを総称して発達障がいといいます。ADHDは不注意と多動(衝動)性の症状が顕著であり、LDは聞く・話す・読む・書く・計算するなどの学習能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。アスペルガー症候群、自閉症は、共通する症状が認められ、コミュニケーションや対人関係・社会性の障がいなどの特性が見られます。

【パブリックコメント】

行政が計画等重要事項について最終決定する前に、必要な情報とともに原案を公表して事前に広く住民から意見や提言を求め、提出された意見等を考慮して最終的な案や意思決定を行う手続きのことをいいます。

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において障がい者や高齢者、妊産婦等誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすやベビーカーでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、授乳できるスペースを整備したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁を取り除くなど精神的な意味でも用いられます。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方

をさらに進化させたもの。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

ら行

【ライフステージ】

人生の節目の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方が代表的ですが、その他にも様々な区分があります。

【リハビリテーション】

病気や外傷が原因で心身の機能と構造の障がいと生活上の支障が生じたときに多数専門職種が連携して、問題の解決を支援する総合的アプローチの総体のことです。狭義では、作業療法士や理学療法士により、病気やけがで動きが鈍くなった筋肉などに働きかけ、従来の動作に近づける身体機能回復のことを指し、完全に元の状態に戻すことより、その人に合った生活に近づけるための治療やトレーニングを行うことを意味します。

【レスパイトケア】

介護などを担っている家族に休息の機会を提供するサービスのこと。レスパイトとは休憩、猶予といった意味があり、その趣旨に則したサービスとして典型的なものとしては、ショートステイがあります。

相談機関等名簿

名 称		活動内容	連絡先（ファックス番号）
鳥取県中部総合事務所 県民福祉局		身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談と判定、DV防止、ひきこもり、心の相談など	倉吉市東巖城町2番地 （中部総合事務所内） 23-3125 （22-3594）
福祉相談センター	中部身体障害者更生相談所	身体障がい者の医学的、心理学的、職能的な面からの専門的な判定	倉吉市東巖城町2番地 （中部総合事務所内） 23-3125 （22-3594）
	中部知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的、職能的な面からの専門的な判定	
	中部障がい者地域生活支援センター	福祉サービスの情報提供や、助言など生活に関わる支援	倉吉市山根43番地 26-2346 （26-2346）
	障害者就業・生活支援センターくらよし	障がいのある人の就労などに関わる支援	倉吉市住吉町37番地1 23-8448 （23-8456）
倉吉児童相談所		18歳未満の児童に関する各種の相談	倉吉市宮川町2丁目36番地 23-1141 （23-6367）
発達障がい者支援センター「エール」		自閉症・発達障がいの支援など	倉吉市みどり町3564番地1 （県立皆成学園内） 22-7207 （22-7209）
中部教育局		幼保・小・中・高等学校における支援など	倉吉市東巖城町2番地 23-3952 （23-3425）
鳥取県立中部療育園		子どもの成長・発達についての相談など	倉吉市上井503番地1 27-0780 （27-0781）
鳥取県医療的ケア児等支援センター（中部相談窓口）		医療的ケア児及び重症心身障がい児者の総合的相談窓口	倉吉市上井503番地1 鳥取県中部療育園内 27-6006 （27-0781）
湯梨浜町福祉事務所（総合福祉課）		障がい福祉に関わる手続きなど	湯梨浜町大字久留19番地1 35-5374 （35-5376）

計画相談支援	湯梨浜町社会福祉協議会	障がい福祉サービスの利用計画作成や相談など	湯梨浜町大字泊 1085番地1 (保健福祉センター内) 34-6002 (34-6013)
	相談支援センター サポートりんくす		湯梨浜町大字長江 310番地46 32-1001 (32-0989)

※いずれも本計画発行時点の情報です。

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

羽合・東郷・泊地域に各1名、身体障がい者、知的障がい者相談員を配置しています。詳しくは、湯梨浜町役場総合福祉課にお問い合わせください。

湯梨浜町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 名 等
委 員 長	美 船 智 代	学識経験者
副 委 員 長	平 尾 孝 昭	三幸会会長
委 員	松 村 由 朝	身体障がい者相談員
委 員	本 田 達 恵	知的障がい者相談員
委 員	松 本 真	町教育委員会指導主事
委 員	三 浦 英 樹	羽合ひかり園園長
委 員	川 田 由 美	ゆりはま大平園
委 員	大 家 陽 介	ぱにーに湯梨浜店
委 員	小 林 敦 子	相談支援センターサポートりんくす
委 員	河 本 和 幸	中部障がい者地域生活支援センター
委 員	谷 岡 隆 幸	町社会福祉協議会
委 員	田 嶋 和 好	町身体障害者福祉協会会長
委 員	中 本 昌 年	町精神障がい者家族会会長

事 務 局	氏名	職名等
	前 田 知 代	総合福祉課課長
	山 下 宗 則	総合福祉課課長補佐兼障がい福祉係長
	米 塚 美智代	総合福祉課主幹兼総合福祉係長
	向 井 美 里	総合福祉課副主幹
	香 川 佐 織	子育て支援課課長
	三ツ井 和 彦	子育て支援課課長補佐
	前 田 翔 子	子育て支援課主事

第4期 湯梨浜町障がい者計画

第7期 湯梨浜町障がい福祉計画

第3期 湯梨浜町障がい児福祉計画

発 行	湯梨浜町 令和6年3月
編 集	湯梨浜町総合福祉課 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
電 話	(0858) 35-5374
F A X	(0858) 35-5376



©湯梨浜町

湯梨浜町